

労働環境把握のための調査について

本案件は、労働環境把握のための調査（以下、「労働環境調査」という。）の対象（契約条項）となっておりますので、以下の点について十分御理解のうえ、入札に参加（応札）していただくようあらかじめお知らせいたします。

また、平成31年度より調査対象を拡大しており、労働者の就労状況は一層の注目を集めることとなります。つきましては、朝霞市が雇用する場合の賃金の一部を以下に示しますので、この金額を参考に労働者の処遇改善に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、令和8年4月以降に発注する工事については、国土交通省発表の令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価により積算しております。

<労働環境調査の対象案件>

設計金額（税抜）1,000万円以上の工事（平成30年度までは2,000万円以上）

設計金額（税抜）500万円以上の業務委託（平成30年度までは1,000万円以上）

<労働環境調査の内容>

落札者は、次の書類を提出する必要があります。

- 1 契約締結時：労働環境把握のための調書を提出（職場の労働環境についての質問）
- 2 業務（年度）終了時：労働者賃金支払報告書の提出（従事したすべての労働者（下請含む）が対象）

※提出書類は、朝霞市ホームページを御覧ください。

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/roudoukankyouchousa2017.html>

●労働環境調査は契約条項です

⇒調査の実施（書類の提出）がない場合は、入札参加停止の対象となります。

●労働者賃金支払報告書は元請下請を問わず、すべての労働者が調査対象です

⇒下請業者の協力が得られないとの理由で調査対象から外すことはできません。

下請契約を締結する前に十分な説明又は契約事項としてください。

●労働者賃金支払報告書は元請が取りまとめて提出してください

⇒下請業者が朝霞市へ直接提出することはできません。

<令和8年度朝霞市会計年度任用職員賃金>

- ・事務補助員、用務員、給食調理補助員・・・1, 227円/時間
- ・給食調理員・・・1, 264円/時間
- ・看護師・・・1, 813円/時間
- ・准看護師・・・1, 564円/時間

朝霞市建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれら図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)

は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の選定)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を朝霞市内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)、営業所又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は朝霞市内に本店、営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

(下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当

該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合（特許権等の使用）

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第 9 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) (A) 主任技術者

(B) 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定するものをいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。(C) は (B) を使用する場合において、建設業法第 26 条第 3 項のただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[] の部分には、同法第 26 条第 3 項本文中の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定

及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当

該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地

等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者が協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負

担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第

28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

— 条文(A) —

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金(中間前払金を除く。)の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 3 6 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

－ 条文(B) －

（前金払）

第 3 5 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金に限る。）の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 受注者は前項に規定する中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 2 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 4 項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 2 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当である

と認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 3 6 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 条文(A)は部分払を適用する時に、条文(B)は中間前払金を適用する時に選択的に使用する。

（前払金の使用等）

第 3 7 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

（部分払）

第 3 8 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

[注] 部分払を行わない場合には、この条は適用しない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 3 9 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了し

たときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金の額）
（継続費等に係る契約の特則）

第 40 条 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第 41 条 継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 3 第 1 項の場合において、前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 3 項の規定を準用する。

（継続費等に係る契約の部分払の特則）

第 42 条 継続費等に係る契約において、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（a）部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - （前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額） - （請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額） × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

[注] （a）は部分払を選択した場合に使用する。

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度の前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度出来高予定額

[注] (b) は中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(受注者の損害賠償請求等)
- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
 - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する

紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 5 9 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 6 0 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 6 1 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(令和 7 年 5 月 1 日施行)

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-1 直接仮設工事						
(内部改修部)						
墨出し	OA化工事に伴う仮設設置含む 内部個別改修	3,234.0	m2			
墨出し	OA化工事に伴う仮設設置含む 内部複合改修	458.0	m2			
養生	OA化工事に伴う仮設設置含む 内部個別改修	2,580.0	m2			
養生	OA化工事に伴う仮設設置含む 内部複合改修	1,311.0	m2			
整理清掃後片付け	内部個別改修	2,580.0	m2			
整理清掃後片付け	内部複合改修	1,311.0	m2			
内部仕上足場	階高4.0m以下 手摺先行方式 供用9か月	1,536.0	m2			
枠組本足場	建枠900×1700 H12.0m未満 枠組本足場用 手摺先行方式	38.9	m2			
安全手すり	供用9か月	7.2	m			
ブラケット足場	供用9か月	63.0	m2			
床	プラスチックシート 厚0.15mm					
養生	二重張り	1,683.0	m2			
壁	プラスチックシート 厚0.08mm					
開口部養生		716.0	m2			
開口部養生	合板	365.0	m2			
床養生	合板	3,863.0	m2			
仮設間仕切り	B種	187.0	m2			
(外部改修部)						
墨出し	屋上防水改修	48.6	m2			
養生	屋上防水改修 アスファルト防水(防水保護層共)	48.6	m2			
養生	屋上防水改修					
養生	露出防水・簡易防水	93.2	m2			
養生	外壁改修	214.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-3 躯体改修工事(改修)						
(外部改修)						
鉄筋コンクリート	FC-21 S18	5.2	m3			
防水押えコンクリート	FC-21 S18	3.8	m3			
コンクリート打設手間		1.0	式			
構造体強度補正	+3N	1.0	式			
目荒し	床	14.2	m2			
小型構造物用型枠	擁壁、圍障の基礎等	29.3	m2			
型枠運搬費	4t車 30km程度	29.3	m2			
打放し面補修	B種 コーン処理	24.6	m2			
異形鉄筋	SD295A D10	152.0	kg			
異形鉄筋	SD295A D13	93.2	kg			
鉄筋スクラップ 控除	H2	▲6.5	kg			
鉄筋加工組立	小型構造物	236.0	kg			
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	236.0	kg			
溶接金網敷き	径6 150×150	61.7	m2			
接着系アンカー	D10 下向き SS400	180.0	本			
H形鋼	H-198×99×4.5×7 SS400	724.0	kg			
山形鋼	L-65×65×6 SS400	33.5	kg			
溝形鋼	C-100×50×5×7.5	17.7	kg			
鉄骨スクラップ 控除	H2	▲25.8	kg			
アンカーボルト	M16 L=200	40.0	本			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
接着系アンカー	M12 横向き 工場溶接長1.4m	6.0	本			
鉄骨工場加工組立	副資材・溶接材料費共	734.0	kg			
溶融亜鉛メッキ	HDZT77	734.0	kg			
鉄骨運搬	6t車	734.0	kg			
鉄骨現場建方	中層（建方機械別途）	734.0	kg			
アンカーボルト埋込み	径13～16（間柱等）	40.0	本			
ベース下均しモルタル	t30 99×370	20.0	か所			
(内部改修)						
鉄筋コンクリート	FC-21 S18	1.0	m3			
コンクリート打設手間		1.0	式			
構造体強度補正	+3N	1.0	式			
小型構造物用型枠	擁壁、囲障の基礎等	6.0	m2			
型枠運搬費	4t車 30km程度	6.0	m2			
異形鉄筋	SD295A D10	62.9	kg			
鉄筋スクラップ 控除	H2	▲2.4	kg			
鉄筋加工組立	小型構造物	60.5	kg			
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	60.5	kg			
計						

市庁舎長寿命化改修工事

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-5	外部改修工事(改修)						
	(防水工事)						
	屋上床						
	アスファルト防水	A-1	47.5	m2			
	屋上立上り	砂付カーキング					
	露出アスファルト防水	D-1	23.4	m2			
	屋上立上り						
	防水押え金物	アルミ製	27.0	m			
	屋上立上り						
	コーナキョウト		27.0	m			
	屋上立上り						
	緩衝材		27.0	m			
	屋上床						
	ルルカ塗膜防水	X-1 OTコートシリコン上塗共	110.0	m2			
	屋上立上り						
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	29.5	m2			
	屋上パレット天端	(アルミ笠木下)					
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	8.4	m2			
	設備基礎天端						
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	5.8	m2			
	設備基礎見付						
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	3.2	m2			
	ドライエリア巾木						
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	57.2	m2			
	中庭ドレトラ廻り						
	ルルカ塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	0.1	m2			
	屋上						
	脱気筒	ステンレス製	7.0	か所			
	屋上7コ下						
	防水テープ		116.0	m			
	ドライエリア外壁・手摺壁						
	目地シーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×10	376.0	m			
	中庭ドレトラ廻り						
	取合シーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×10	1.3	m			
	(金属工事)						
	屋上						
	アルミ笠木取外・再取付	W400	7.0	m			
	屋上						
	アルミ笠木取外・再取付	W420	10.4	m			
	屋上						
	アルミ笠木取外・再取付	W600	3.8	m			
	ドライエリア						
	目隠フェンス	W1100×H1800	2.0	か所			
	目隠フェンス法定福利費		1.0	式			
	目隠フェンス取付費		1.0	式			
	目隠しフェンス搬入費		1.0	式			

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-6	建具改修工事(撤去)						
	(外部)						
	鋼製建具撤去	ガラス 枠共 集積共	2.3	m2			
	ガラス撤去	集積共	11.2	m2			
	建具廻りシーリング撤去	集積共	1,910.0	m			
	ガラス廻りシーリング撤去	集積共	100.0	m			
	(内部)						
	建具枠周囲はつり	モルタル 15cm 集積込	26.0	m			
	カッター入れ	モルタル面	26.0	m			
	鋼製建具撤去	片開戸 枠共 集積共	10.0	m2			
	鋼製建具撤去	片開戸 扉のみ 集積共	1.4	m2			
	木製建具撤去	片開戸 扉のみ 集積共	14.4	m2			
	木製建具撤去	親子開戸 扉のみ 集積共	4.3	m2			
	木製建具撤去	親子開戸 枠共 集積共	1.6	m2			
	木製建具撤去	引違戸 枠共 集積共	7.0	m2			
	木製建具撤去	引違襖 枠共 集積共	15.4	m2			
	木製建具撤去	引違障子 枠共 集積共	24.9	m2			
	トイレブース撤去	集積共	54.5	m2			
	パーテーション撤去	集積共	68.5	m2			
	ファンコイルユニット扉撤去	片開戸 扉のみ 集積共	11.2	m2			
	ファンコイルユニット扉撤去	片開戸 扉のみ 集積共	35.1	m2			
	ガラス撤去	集積共	31.6	m2			
	ガラス廻りシーリング撤去	集積共	213.0	m			
	計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-7 建具改修工事(改修)						
(アルミ製建具工事)						
AW-12-1	W 990×H1900					
アルミ窓新設	方立新設共	1.0	か所			
AW-12-2	W 990×H1900					
アルミ窓新設	方立新設共	1.0	か所			
AW-12-2	W1850×H1790					
2段引違窓	かへ-工法	1.0	か所			
AD-6	W1900×H2742					
欄間・袖FIX+片開框戸	かへ-工法	1.0	か所			
SG-3	W1090×H1790					
かへり	かへ-工法	1.0	か所			
アルミ製建具工事取付費		1.0	式			
アルミ製建具工事諸経費		1.0	式			
アルミ製建具工事運搬費		1.0	式			
アルミ製建具工事法定福利費		1.0	式			
(鋼製建具工事)						
SD-9	特定防火設備					
片開戸	W 600×H1200	2.0	か所			
SD-H-1	特定防火設備					
片開戸	W 750×H1800	5.0	か所			
SD-H-3	特定防火設備					
片開戸	W 600×H600	5.0	か所			
SD-H-4	特定防火設備					
片開戸	W 750×H1150	1.0	か所			
SW-H-1	特定防火設備					
FIX窓	W1550×H 900	1.0	か所			
	耐熱強化ガラス共					
鋼製建具工事取付費		1.0	式			
鋼製建具工事搬入費		1.0	式			
鋼製建具工事法定福利費		1.0	式			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(軽量鋼製建具工事)						
LSD-H-1						
片開戸	W 850×H2000	2.0	か所			
LSD-H-2						
片開戸	W 600×H2000	2.0	か所			
LSD-H-4						
片開戸	W 800×H1950	1.0	か所			
HSD-H-1						
片引ハッチ開戸	W1030×H2000	5.0	か所			
軽量鋼製建具工事取付費		1.0	式			
軽量鋼製建具工事運搬費		1.0	式			
(シャッター工事)						
SF-1	防火防煙 煙感連動					
シートシャッター	W 800×H2100	12.0	か所			
SF-2	防火防煙 煙感連動					
シートシャッター	W 800×H2100	2.0	か所			
シートシャッター取付費		1.0	式			
シートシャッター搬入費		1.0	式			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(パ ーテーション工事)						
2AP-1						
パ ーテーション(片開戸)	W 940×H2110	1.0	か所			
2AP-3						
パ ーテーション	W17275×H2210	1.0	か所			
3AP-1						
パ ーテーション取外し・丈詰め・再取付	W 8780×H2610	1.0	か所			
3AP-2						
パ ーテーション取外し・丈詰め・再取付	W 5465×H2610	1.0	か所			
5AP-1						
パ ーテーション取外し・丈詰め・再取付	W10255×H2645	1.0	か所			
パ ーテーション工事取付費		1.0	式			
パ ーテーション工事諸経費		1.0	式			
パ ーテーション工事運搬費		1.0	式			
パ ーテーション工事搬入費		1.0	式			
パ ーテーション工事法定福利費		1.0	式			
5AP-2						
パ ーテーション	W 8000×H2595	1.0	か所			
(トリアプス工事)						
TB-H-1	W3200×H1900					
トリアプス	扉:W550×H1900 2か所	4.0	か所			
TB-H-2	W3962×H1900					
トリアプス	扉:W550×H1900 2か所	4.0	か所			
TB-H-3	W1000×H1900					
トリアプス	扉:W600×H1900 1か所	4.0	か所			
トリアプス工事取付費		1.0	式			
トリアプス工事運搬費		1.0	式			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(木製建具工事)						
WD-23	W 775×H1840					
片開戸	ラミネ化粧板フラッシュ 丁番、DC、押棒 標準金物一式	10	か所			
(防水工事)						
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	1,389.0	m			
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×15	521.0	m			
(木工事)						
額縁	木製 62.5×25	28.3	m			
(左官工事)						
内部						
建具廻り充填モルタル		44.2	m			
(ガラス工事)						
フロント板ガラス	t3.0 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	3.1	m2			
型板ガラス	t4.0 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	8.6	m2			
網入型板ガラス	t6.8 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	3.3	m2			
学校強化ガラス	t4.0 1.80㎡以下 シーリング・清掃共	0.4	m2			
AW-101・2AP-3 目隠しフィルム		12.7	m2			
(その他工事)						
外部						
既存金属製建具クリーニング	ガラスクリーニング含む	1,078.0	m2			
内部						
既存金属製建具クリーニング	ガラスクリーニング含む	4.6	m2			
既存パネーションクリーニング		208.0	m2			

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-8	内装改修工事(撤去)						
	コンクリートブロック撤去		33.0	m3			
	同上						
	カッター入れ	コンクリートブロック面	316.0	m			
	床組撤去		67.1	m2			
	床下地板撤去		49.7	m2			
	壁下地撤去		69.1	m2			
	天井下地組撤去		1,311.0	m2			
	下がり天井下地組撤去		111.0	m2			
	床仕上撤去	モルタル	20.6	m2			
	壁仕上撤去	モルタル	56.8	m2			
	同上						
	カッター入れ	モルタル面	63.3	m			
	床仕上撤去	タイル(下地モルタル共)	8.5	m2			
	壁仕上撤去	タイル(下地モルタル共)	305.0	m2			
	同上						
	カッター入れ	タイル(下地モルタル共)面	378.0	m			
	床仕上撤去	縁甲板	17.4	m2			
	床仕上撤去	ビニル床シート	8.1	m2			
	床仕上撤去	ビニル床タイル	16.4	m2			
	壁仕上撤去	ステンスプレート	11.2	m2			
	壁仕上撤去	合板、石膏ボード° 一重張り	119.0	m2			
	天井仕上撤去	合板、石膏ボード° 二重張り	92.7	m2			
	天井仕上撤去	合板、石膏ボード° 一重張り	1,104.0	m2			
	下がり天井仕上撤去	合板、石膏ボード° 一重張り	111.0	m2			
	天井クロス撤去		10.0	m2			
	畳撤去	一畳	30.0	枚			
	木製上框撤去		3.3	m			
	木製幅木撤去		33.3	m			
	畳寄せ撤去		23.8	m			
	雑巾摺撤去		20.9	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
市民ホール階段 #1撤去	テラゾープレート t20	21.8	m			
ライニング甲板撤去 押入	テラゾープレート t30	11.2	m			
中段・天袋撤去		5.9	m ²			
市民ホール階段 点字シート撤去	300角	12.0	か所			
B1～5F湯沸室 水切撤去	SUS W65×H35	15.0	m			
用務員室 水切撤去	SUS W50×H40	2.6	m			
B1～5F湯沸室 流し台・調理台撤去	W2500×D500×H800	6.0	か所			
用務員室 流し台・調理台撤去	W2600×D550×H800	1.0	か所			
B1～5F湯沸室 吊戸棚・食器棚撤去	W1490×D450×H550+	6.0	か所			
用務員室 吊戸棚・食器棚撤去	W755×D450×H700 W800×D350×H450+	1.0	か所			
B1～5F湯沸室 レンジフード撤去	W900×D350×H800 W1010×D350×H550	6.0	か所			
用務員室 レンジフード撤去	W800×D350×H450	1.0	か所			
用務員室 戸棚撤去	W2000×D500×H2400	1.0	か所			
女子トイレ 戸棚撤去	木製 W355×D355×H365	4.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
男子トイレ	フリップ・ロック t30					
隣て壁撤去	W375×H1500	4.0	か所			
男子トイレ						
小便器手摺撤去	SUS φ38 L550	8.0	か所			
トイレ						
鏡撤去	W400×H600	16.0	か所			
厚生室						
付長押撤去	木製 40×100	67.0	m			
厚生室						
床柱撤去	木製 φ100 H2650	2.0	か所			
厚生室(床の間)						
格子撤去	木製 W1650×D600×H450	2.0	か所			
厚生室						
カーペット撤去	木製 t30 W150×H150 コ型	10.1	m			
市民ホール階段	H1100					
ガラス手摺(G-1)撤去	笠木:木製、支柱:スチール	9.0	m			
市民ホール階段	H1100					
ガラス手摺(G-2)撤去	笠木:木製、支柱:スチール	5.2	m			
市民ホール階段	H860					
手摺(T-1)撤去	笠木:木製、支柱:スチール	13.0	m			
市民ホール階段手摺						
ガラス撤去		14.2	m ²			
B1～5F EV前	W1200×D60×H945					
案内板撤去	SUSフレーム	6.0	か所			
トイレ						
大便器撤去	和式	20.0	か所			
男子トイレ						
小便器撤去		12.0	か所			
トイレ						
手洗器撤去		16.0	か所			
女子トイレ						
SK流し撤去		4.0	か所			
事務室						
電動アライント撤去		12.0	か所			
事務室						
アライント撤去		1.0	式			
(サイン関連撤去)	本館・別館・議場棟・外構含む					
天井(7&ミクラブ)φ撤去	W800×H270	57.0	か所			
天井(7&ミクラブ)φ撤去	W800×H220	47.0	か所			
袖φ撤去	W270×H90	14.0	か所			
袖φ撤去	W410×H150	3.0	か所			
面付φ撤去	W300×H300	10.0	か所			
その他φ撤去	W1800×H700	1.0	か所			
707案内(コ7)φ撤去	W1260×H945 t65	5.0	か所			
707案内(課名)φ撤去	W350×H850	5.0	か所			
出退表示撤去	スチールBOX W500×D300～160×H470	13.0	か所			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-9 内装改修工事(改修)						
(既製コンクリート工事)						
壁						
コンクリートブロック	C種 t150 鏡下	2.7	m2			
(防水工事)						
ラインク 甲板取合	防かびタイフ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 5×5	37.7	m			
汚垂れシートの取合	防かびタイフ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	16.8	m			
	防かびタイフ					
水廻り取合シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	7.4	m			
	防かびタイフ					
水切取合シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	12.0	m			
(タイル工事)						
男子トイレ(本館)	t6.0 W2150×D600					
汚垂れタイル	タイルクリニク 共	5.0	か所			
(木工事)						
ユーティリティハム	30×200					
木製下地組	根太 50×35 @300	1.0	m2			
ユーティリティハム						
耐水合板	t9	1.0	m2			
ユーティリティハム						
上框	30×200	2.4	m			
(金属工事)						
壁						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	70.2	m2			
壁						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張り有り @450	149.0	m2			
壁						
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張り有り @300	67.5	m2			
壁						
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張り有り @450	252.0	m2			
ラインク 壁						
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張りなし @450	15.1	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽量鉄骨壁開口部補強		1.0	式			
天井	19形 下地張りなし @300					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	1,105.0	m2			
天井	19形 下地張りあり @360					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	195.0	m2			
下がり壁						
軽量鉄骨下がり壁下地	19形 H300～500程度	248.0	m			
軽量鉄骨天井開口部補強		1.0	式			
天井点検口	内外枠共目地 一般タイプ					
天井点検口	7㍓製 300角	2.0	か所			
天井点検口	内外枠共目地 一般タイプ					
天井点検口	7㍓製 450角 (予備40箇所含む)	125.0	か所			
階段・EV前						
点字鋳	SUS 300角 注意喚起用	172.0	か所			
1F市民ホール						
床見切縁	ステンズ製	8.7	m			
廊下						
床見切縁	ステンズ製	14.7	m			
階段段鼻						
ノンスリップ	ステンズ製 W35 コムタイプ入り	262.0	m			
3F事務室						
ノンスリップ	ステンズ製 W35 コムタイプ入り	6.0	m			
階段(1)・(2)	H=750					
自立手摺	笠木:樹脂製 φ34 支柱:樹脂製 φ34 @1200程度	75.7	m			
1～5F湯沸室						
水切	SUS W65×H35	12.0	m			
(左官工事)						
床						
コンクリート金鍍仕上げ	セルフベリング下	7.5	m2			
床						
セルフベリング	t18	87.6	m2			
床	金ごて t50					
モルタル塗り		1.0	m2			
床	金ごて t23.5					
モルタル塗り	タイルベネット下地	3.3	m2			
床	金ごて t28					
モルタル塗り	Eニル系床材下地	0.9	m2			
床						
下地補修	エポキシ樹脂モルタル補修	488.0	m2			
床						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	1,006.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
踊場						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	41.4	m2			
踏面蹴込						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	111.0	m2			
壁						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	36.0	m2			
壁						
下地処理	既存ホートン面 ケン処理	7.7	m2			
段裏						
水洗い	既存モルタル面	162.0	m2			
壁	凹凸状 PB面					
複層塗材E	下地調整(C-2)共	34.0	m2			
壁	凹凸状 既存ホートン面					
複層塗材E	下地調整(C-2)共	159.0	m2			
壁	凹凸状 既存モルタル面					
複層塗材E	下地調整(C-2)共	1,323.0	m2			
曲面壁	凹凸状 既存モルタル面					
複層塗材E	下地調整(C-2)共	46.6	m2			
段裏	凹凸状 既存モルタル面					
複層塗材E	下地調整(C-2)共	162.0	m2			
壁						
内装仕上塗材	下地調整(C-2)共	59.0	m2			
市民ホール階段撤去部						
モルタル埋め	110×190	1.6	m			
(内外装工事)						
床						
複層ビニル床シート	t2.0 一般床 熱溶接工法	214.0	m2			
立上り	H100					
複層ビニル床シート	t2.0 一般床 熱溶接工法	44.6	m			
床						
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	81.1	m2			
立上り	H100					
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	133.0	m			
立上り						
頂部見切縁	アルミ製	178.0	m			
蹴込						
複層ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法	50.2	m2			
床						
ビニル床タイル	t3.0 一般床	64.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
床						
タイルカーペット	t6.5 モルタル面直張工法	866.0	m2			
階面						
タイルカーペット	t6.5 モルタル面直張工法	60.4	m2			
踊場						
タイルカーペット	t6.5 モルタル面直張工法	41.4	m2			
床						
タイルカーペット階数表示	300×300	6.0	カ所			
床						
タイルカーペット	(OAフロア面)	2,355.0	m2			
床						
OAフロア	H40 (タイルカーペット下)	2,355.0	m2			
同上						
ボーダー加工		959.0	m			
同上						
ジャンクションカバー		237.0	カ所			
同上						
フィードンチャンネル		228.0	カ所			
同上						
ロングスロープ		45.0	本			
同上						
ロングスロープ(塞蓋)		5.0	セット			
同上						
上框		154.0	本			
同上						
上框(出隅)		61.0	本			
同上						
上框(入隅)		7.0	本			
同上						
スロープ(材料納品)		10.0	本			
各階既存ケーブル配線撤去後						
穴埋め工事		1.0	式			
OAフロア工事法定福利費		1.0	式			
ビニル巾木	H60	41.8	m			
ビニル巾木	H100	453.0	m			
壁	防火1級 PB面					
ビニルクロス	素地ごしらえ共	143.0	m2			
天井	防火1級 PB面					
ビニルクロス	素地ごしらえ共	10.0	m2			
壁	t3.0					
化粧不燃板	ｼｰﾙﾄﾞｼﾞｮｲﾝﾄ共	342.0	m2			
柱型	t3.0					
化粧不燃板	ｼｰﾙﾄﾞｼﾞｮｲﾝﾄ共	11.2	m2			
ライソグ壁	t3.0					
化粧不燃板	ｼｰﾙﾄﾞｼﾞｮｲﾝﾄ共	13.5	m2			
天井						
石膏ボード	t9.5 継目処理共	10.0	m2			
壁						
石膏ボード	t12.5 継目処理共	142.0	m2			
壁						
耐水石膏ボード	t12.5 下地張り	276.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ライソク壁						
耐水石膏ボード壁	t12.5 下地張り	15.1	m2			
耐水石膏ボード壁	t12.5 GL工法 下地張り	115.0	m2			
耐水石膏ボード壁	t12.5 GL工法 下地張り	11.7	m2			
耐水石膏ボード壁	t12.5 継目処理共	2.8	m2			
天井						
化粧石膏ボード	t9.5	1,072.0	m2			
下がり壁						
化粧石膏ボード	t9.5	86.2	m2			
壁						
珪酸カルシウム板	t5.0 目透	5.6	m2			
天井						
珪酸カルシウム板	t5.0 目透	24.8	m2			
天井	t12 フラット					
岩綿吸音版	捨貼:GB-NC t9.5共	195.0	m2			
下がり壁	t12 フラット					
岩綿吸音版	捨貼:GB-NC t9.5共	26.2	m2			
壁						
継目処理		287.0	m2			
壁						
ボード出隅材		163.0	m			
廻り縁	塩ビ製	1,281.0	m			
廻り縁	塩ビ製 R付	3.1	m			
下がり壁見切縁	塩ビ製	248.0	m			
壁						
グラスウール充填	t50 24kg/m3	126.0	m2			
壁						
遮音壁シリング		203.0	m			
壁	t107 LGS65					
耐火間仕切	強化PB t21+21(片面)	2.9	m2			
壁	t119 LGS65 千鳥					
耐火間仕切	強化PB t12.5+硬質PB t9.5(両面)	87.2	m2			
壁						
耐火シリング		136.0	m			
EV扉						
ダイキャスト貼	既存鉄部面	29.8	m2			
EVかこ内枠枠						
ダイキャスト貼	既存鉄部面 糸幅20程度	4.3	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(仕上ユニット工事)						
	W120					
ライニング甲板	ホーストフォーム t19	1.6	m			
	W150					
ライニング甲板	ホーストフォーム t19	9.0	m			
	W200					
ライニング甲板	ホーストフォーム t19	3.0	m			
	W300					
ライニング甲板	ホーストフォーム t19	3.0	m			
巾木・ささら巾木						
クリーニング	既存テラゾーブロック面	27.6	m ²			
階段手摺壁等木						
クリーニング	既存テラゾーブロック面	15.9	m ²			
1～5F湯沸室						
流し台+調理台	L2400	5.0	か所			
休養室(脱衣室)						
シャワーユニット	0812	2.0	か所			
トイレ						
化粧鏡	W300×H450	24.0	か所			
休養室(洗面コーナー)						
化粧鏡	W300×H450	8.0	か所			
女子トイレ						
姿見鏡	W300×H1500	4.0	か所			
男子トイレ						
姿見鏡	W300×H1500	4.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
女子トイレ SK						
化粧棚		4.0	か所			
トイレ						
化粧棚	W452×D136 t42	24.0	か所			
休養室(洗面コーナー)						
化粧棚	W452×D136 t42	8.0	か所			
トイレ						
ベビーカー		16.0	か所			
トイレ						
洗面器用手摺		8.0	組			
男子トイレ						
小便器用手摺	W650×D550×H470	4.0	か所			
トイレ						
L型手摺		16.0	か所			
トイレ・休養室(脱衣室)						
物掛けフック		38.0	か所			
トイレ						
戸当りフック		16.0	か所			
ユーティリティ	W675×D600×H2250					
整理棚	見掛り:マシハ・テイクホート t20 扉:マシハ・テイクホート t15 SUS丁番・SUS円筒取手・SUSゴム	1.0	か所			
整理棚法定福利費		1.0	式			
整理棚施工費		1.0	式			
厚生室・休養室(休養スペース)						
カーテンボックス	米榎 t25 W150×H150 ㊦型	7.8	m			
厚生室・休養室(休養スペース)						
カーテンレール	アルミ製 タプル	7.8	m			
休養室(シャワーユニット出入口)	樹脂製 130×25程度					
付枠	カタール・スドート	9.6	m			
1～5F湯沸室・B1Fユーティリティ	SUS製 PL t2.0 W400×H300					
既存ダクトシュート閉鎖	(既存枠に溶接) アクリル板 t5.0	6.0	か所			
レストンサイン取外し再取付	W1100×H350	1.0	か所			
階段(1)・(2)トップレール手摺						
クリーニング	既存木部	16.9	m2			
階段(1)・(2)トップレール手摺						
クリーニング	既存鉄部	2.1	m2			
階段(1)・(2)壁付手摺						
クリーニング	既存SUS部	17.3	m2			
階段(1)・(2)手摺壁天端・小口						
クリーニング	既存テラゴープロック面	15.3	m2			
1～5F湯沸室 三方枠						
クリーニング	既存テラゴープロック面	7.6	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(サイン関連)						
1						
自転車・原付バイクプレート	(来場者専用)	1.0	か所			
2						
当該課名称サイン	(両面大)	31.0	か所			
3						
当該課名称サイン	(片面大)	21.0	か所			
4						
課名他誘導名称サイン	(片面小)	1.0	か所			
5						
突出しプレートサイン		18.0	か所			
6						
全階課名・部署サイン	1～5F(EV廻り)	6.0	か所			
7						
フロア案内サイン	1～5F(EV廻り)	7.0	か所			
8						
階数表示サイン	縦型表示 B1～RF(EV廻り)	7.0	か所			
9						
EV内全階課名・部署サイン		2.0	か所			
11						
総合窓口課サイン		1.0	か所			
12						
テレビモニターサイン		26.0	か所			
13						
別館本庁舎総合案内サイン		1.0	か所			
14						
別館1F総合案内板	各フロア案内 短冊室名表示	1.0	か所			
15						
別館全階課名・部署サイン	1F(EV廻り)	1.0	か所			
16						
別館フロア案内サイン	2～5F(EV廻り)	4.0	か所			
17						
EV内フロア各階案内サイン		1.0	か所			
18						
マグネット掲示板	W1200×H1200×2台 (1～5F)	5.0	か所			
19						
階段廻り階数表示サイン		11.0	か所			
20						
踊場階数表示サイン		10.0	か所			
21						
吊り下げプレートサイン	1F住所変更・戸籍・外国	2.0	か所			
22						
フロアマップ 図		7.0	か所			
23						
EV前天井吊り下げサイン		6.0	か所			
24						
パリアクトテレビモニターサイン		5.0	か所			
25						
室名シートサイン		9.0	か所			
26						
壁面室名サインプレート		29.0	か所			
27						
ON/OFF一体表示サイン		27.0	か所			
28						
EV前掲示板		5.0	か所			
29						
バックキャストシート切り文字サイン	(PS・EPS・倉庫他)	38.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F事務室 (AW-7)						
手動遮光ロールスクリーン	W1775×H1900	12.0	か所			
1F事務室 (AW-9)						
手動遮光ロールスクリーン	W1960×H1900	12.0	か所			
1F事務室 (AW-10)						
手動遮光ロールスクリーン	W1960×H2000	6.0	か所			
1F事務室 (AW-10)						
手動遮光ロールスクリーン	W890×H2000	3.0	か所			
1F事務室 (AW-104)						
手動遮光ロールスクリーン	W1985×H2000	3.0	か所			
2F事務室 (AW-9)						
手動遮光ロールスクリーン	W1960×H1900	16.0	か所			
2F事務室 (AW-10)						
手動遮光ロールスクリーン	W1960×H2000	8.0	か所			
2F事務室 (AW-10)						
手動遮光ロールスクリーン	W890×H2000	4.0	か所			
1F事務室 (AW-104)						
手動遮光ロールスクリーン	W1985×H2000	3.0	か所			
2F事務室 (AW-19)						
手動遮光ロールスクリーン	W1650×H2840	4.0	か所			
3F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	32.0	か所			
3F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W930×H1900	8.0	か所			
3F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
3F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	8.0	か所			
3F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
3F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	4.0	か所			
3F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W930*H1900	6.0	か所			
3F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W585*H1900	4.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	32.0	か所			
4F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W930×H1900	8.0	か所			
4F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
4F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	8.0	か所			
4F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
4F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	4.0	か所			
4F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W930*H1900	6.0	か所			
4F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W585*H1900	4.0	か所			
5F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	32.0	か所			
5F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W930×H1900	8.0	か所			
5F事務室 (AW-1)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
5F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	8.0	か所			
5F事務室 (AW-3)						
手動遮光ロールスクリーン	W585×H1900	8.0	か所			
5F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W1830*H1900	4.0	か所			
5F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W930*H1900	6.0	か所			
5F事務室 (AW-2)						
手動遮光ロールスクリーン	W585*H1900	4.0	か所			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-10 塗装改修工事(改修)						
(外部)						
ドレイン	既存鉄部 φ100					
カーボキシ樹脂塗替え	下地調整(RB種)共	5.0	か所			
中庭ドレイン廻り	既存鉄部 φ200					
カーボキシ樹脂塗替え	下地調整(RB種)共	2.0	か所			
設備架台	亜鉛めっき鋼面					
DP塗り	錆止め塗料共	24.6	m2			
種受ブラケット	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	12.5	m2			
渡階段	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	錆止め、下地調整(RB種)共	18.2	m2			
室外機ブラケット	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	1.6	m2			
鋼製建具	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	13.3	m2			
(内部)						
鋼製建具	亜鉛めっき鋼面					
DP塗り	錆止め塗料共	24.8	m2			
鋼製建具	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	315.0	m2			
鋼製建具	亜鉛めっき鋼面					
SOP塗り	錆止め塗料共	3.3	m2			
鋼製建具枠	亜鉛めっき鋼面 細幅					
SOP塗り	錆止め塗料共	57.6	m			
カーボボックス	木部					
SOP塗り	素地ごしらえ(A種)共	3.8	m2			
ユーティリティカマ天端	合板面					
SOP塗り	素地ごしらえ(A種)共	1.0	m2			
ユーティリティカマ框	木部 細幅					
SOP塗り	素地ごしらえ(A種)共	2.4	m			
ブラインドボックス	既存木部					
SOP塗替え	下地調整(RB種)共	4.1	m2			
木製建具枠	既存木部 細幅					
SOP塗替え	下地調整(RB種)共	44.6	m			
額縁	既存木部 細幅					
SOP塗替え	下地調整(RB種)共	28.3	m			
木製建具	既存木部					
OP塗替え	下地調整(RB種)共	17.2	m2			
木製建具	既存木部					
OSCI塗替え	下地調整(RB種)共	4.1	m2			
壁	PB面 B種一般面					
EP-G塗り	素地ごしらえ(A種)共	202.0	m2			

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-12	発生材積込・運搬						
		機械					
	発生材積込	コンクリートくず	11.1	m3			
		機械					
	発生材積込	その他がれき類	41.4	m3			
		人力					
	発生材積込	混合廃棄物	23.3	m3			
		人力					
	発生材積込	木くず	37.6	m3			
		人力					
	発生材積込	廃石膏ボード類	13.4	m3			
		人力					
	発生材積込	廃プラスチック類	0.9	m3			
		人力					
	発生材積込	硝子・陶磁器くず	1.8	m3			
		人力					
	発生材積込	畳くず・繊維くず	2.7	m3			
		人力					
	発生材積込	アスベスト含有建材	3.8	m3			
		2tダンプ車 24km以下					
	発生材運搬	建設発生土	34.6	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	コンクリート類	11.1	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	その他がれき類	41.4	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	混合廃棄物	23.3	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	木くず	37.6	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	廃石膏ボード類	13.4	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	廃プラスチック類	0.9	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	硝子・陶磁器くず	1.8	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	畳くず・繊維くず	2.7	m3			
		4tダンプ車 片道距離概ね25km					
	発生材運搬	アスベスト含有建材	3.8	m3			
	計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I-13 発生材処分						
発生材処分	建設発生土	34.6	m3			
発生材処分	コンクリート類	26.1	t			
発生材処分	その他がれき類	41.4	m3			
発生材処分	混合廃棄物	23.3	m3			
発生材処分	木くず	37.6	m3			
発生材処分	廃石膏ボード類	13.4	m3			
発生材処分	廃プラスチック類	0.9	m3			
発生材処分	硝子・陶磁器くず	1.8	t			
発生材処分	骨くず・繊維くず	2.7	m3			
発生材処分	アスベスト含有建材	3.8	m3			
有価物売却費	普通鋼くず(H2)	2.6	t			
有価物売却費	金属くず(H3)	1.0	t			
有価物売却費	鋳鉄くず(故鉄A)	236.0	kg			
有価物売却費	アルミくず(込がり)	62.2	kg			
有価物売却費	ステンレスくず(18Cr:8)	156.0	kg			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II 改修工事II【既存別館改修】						
II-1 直接仮設工事		1.0	式			
II-2 躯体改修工事(撤去)		1.0	式			
II-3 躯体改修工事(改修)		1.0	式			
II-4 外部改修工事(撤去)		1.0	式			
II-5 外部改修工事(改修)		1.0	式			
II-6 建具改修工事(撤去)		1.0	式			
II-7 建具改修工事(改修)		1.0	式			
II-8 内装改修工事(撤去)		1.0	式			
II-9 内装改修工事(改修)		1.0	式			
II-10 塗装改修工事(改修)		1.0	式			
II-11 環境配慮改修工事(撤去)		1.0	式			
II-12 発生材積込・運搬		1.0	式			
II-13 発生材処分		1.0	式			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-1 直接仮設工事						
(内部改修部)						
墨出し	内部複合改修	109.0	m2			
養生	内部複合改修	109.0	m2			
養生	内部個別改修	23.5	m2			
整理清掃後片付け	内部複合改修	109.0	m2			
整理清掃後片付け	内部個別改修	23.5	m2			
内部仕上足場	脚立足場 階高4.0m以下	132.0	m2			
床	プラスチックシート 厚0.15mm					
養生	二重張り	109.0	m2			
壁	プラスチックシート 厚0.08mm					
開口部養生		17.3	m2			
開口部養生	合板	17.3	m2			
床養生	合板	325.0	m2			
仮設間仕切り	B種	43.4	m2			
(外部改修部)						
養生	屋上防水改修 露出防水・簡易防水	534.0	m2			
養生	外壁改修	220.0	m2			
整理清掃後片付け	屋上防水改修 露出防水・簡易防水	534.0	m2			
整理清掃後片付け	外壁改修	220.0	m2			
朝顔	枠組本足場用 供用9か月 出幅900mm	12.6	m			
枠組本足場	手摺先行方式 供用9か月 建枠600×1700 H22.0m以上	83.9	m2			
枠組本足場	手摺先行方式 供用9か月 建枠900×1700 H22.0m未満	1,557.0	m2			
枠組本足場	手摺先行方式 供用9か月 建枠900×1700 H22.0m以上	685.0	m2			
安全手すり	枠組本足場用 手摺先行方式 供用9か月	107.0	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-3 躯体改修工事(改修)						
(内部改修)						
鉄筋コンクリート	FC-21 S18	0.7	m3			
嵩上コンクリート	FC-21 S18	0.1	m3			
コンクリート打設手間		1.0	式			
構造体強度補正	+3N	1.0	式			
小型構造物用型枠	擁壁、開障の基礎等	4.0	m2			
型枠運搬費	4t車 30km程度	4.0	m2			
スライフォーム	t100	2.0	m2			
異形鉄筋	SD295A D10	36.2	kg			
異形鉄筋	SD295A D13	1.9	kg			
鉄筋スラップ 控除	H2	▲1.0	kg			
鉄筋加工組立	小型構造物	36.6	kg			
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	36.6	kg			
溶接金網敷き	径6 150×150	2.0	m2			
接着系アンカー	D10 横向き	28.0	本			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-5 外部改修工事(改修)						
(防水工事)						
屋上床						
ウレタン塗膜防水	X-1 OTコートシリコン上塗共	507.0	m2			
屋上床						
ウレタン塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	27.0	m2			
屋上立上り						
ウレタン塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	30.2	m2			
設備基礎天端						
ウレタン塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	38.2	m2			
設備基礎見付						
ウレタン塗膜防水	X-2 OTコートシリコン上塗共	5.9	m2			
屋上						
脱気筒	ステンレス製	2.0	か所			
屋上7コ下						
防水テープ		140.0	m			
屋上床(伸縮目地撤去部)						
建築用シーリング	ポリアレタン系(PU-2) 20×10	358.0	m			
基礎周囲						
建築用シーリング	ポリアレタン系(PU-2) 15×10	48.7	m			
金属プレート(I-BOX撤去跡)						
建築用シーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	1.8	m			
避雷針・アンテナ用ベースプレート						
建築用シーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×10	10.8	m			
階段屋根水切取合						
建築用シーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×10	9.8	m			
7mm笠木						
建築用シーリング	変成シリコン系(MS-2) 30×10	124.0	m			
(金属工事)						
I-BOX撤去跡	ステンレス製 PL-2.0 150×150					
金属プレート	四点ステンレス製ビス止	1.0	か所			
(左官工事)						
玄関ホール前まな板床						
モルタル塗り	金ごて 点字シート下地	5.9	m2			
高圧洗浄	10～15MPa	2,276.0	m2			
水洗い	既存がし面	78.8	m2			
外壁他	凹凸部分にモルタル樹脂注入工法					
ひび割れ補修	モルタル樹脂モルタル塗込め	7.8	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-7 建具改修工事(改修)						
(ステンレス製建具工事)						
SSD-B-1						
FIX+引分自動ドア	W3350×H2700	1.0	か所			
SSD-51						
排煙ホーローター交換	W3740×H485	1.0	か所			
SSD-B-1						
FIX+引分自動ドア運搬費		1.0	式			
SSD-B-1						
FIX+引分自動ドア諸経費		1.0	式			
SSD-B-1						
FIX+引分自動ドア取付調整費		1.0	式			
SSD-B-1						
FIX+引分自動ドア福利厚生費		1.0	式			
SSD-B-1						
エンジン装置	W3350×H2700	1.0	か所			
SSD-51	透過式センサー類含む					
エンジン装置取替え	既存撤去含む	1.0	か所			
エンジン装置取付費		1.0	式			
エンジン装置諸経費		1.0	式			
(トリアース工事)						
TB-B-1	W3710×H1900					
トリアース	扉:W550×H1900 2か所	5.0	か所			
TB-B-2	W3775×H1900					
トリアース	扉:W550×H1900 2か所	5.0	か所			
TB-B-3	W1085×H1900					
トリアース	扉:W445×H1900 1か所	5.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(防水工事)						
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	732.0	m			
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×15	271.0	m			
(左官工事)						
内部						
建具廻り充填モルタル		6.1	m			
(ガラス工事)						
フロント板ガラス	t6.0 2.18m以下 シーリング・清掃共	1.6	m ²			
強化ガラス	t12.0 4.00m以下 シーリング・清掃共	6.2	m ²			
(その他工事)						
外部						
既存金属製建具クリーニング	ガラスクリーニング含み	584.0	m ²			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-8 内装改修工事(撤去)						
ALC板撤去		2.5	m3			
同上						
カッター入れ	ALC板面	55.9	m			
コンクリートブロック撤去		1.8	m3			
同上						
カッター入れ	コンクリートブロック面	38.0	m			
天井下地組撤去		112.0	m2			
床仕上撤去	タイル(下地モルタル共)	109.0	m2			
壁仕上撤去	タイル(下地モルタル共)	317.0	m2			
同上						
カッター入れ	タイル(下地モルタル共)面	271.0	m			
壁仕上撤去	御影石(下地モルタル共)	0.3	m2			
同上						
カッター入れ	御影石(下地モルタル共)面	3.9	m			
壁仕上撤去	合板、石膏ボード 一重張り	5.0	m2			
天井仕上撤去	合板、石膏ボード 一重張り	3.2	m2			
ライニング甲板撤去	テラゾーブロック t30	15.0	m			
1～5F男子トイレ						
洗面カッター撤去	W1560×D600	5.0	カ所			
1～5F女子トイレ						
洗面カッター撤去	W2360×D600	5.0	カ所			
1～5Fトイレ						
隔て板撤去	W600×H1900	10.0	カ所			
1Fベリアフロート						
可動式手摺撤去	SUS φ38 L800×H730	1.0	カ所			
1Fベリアフロート						
L型手摺撤去	SUS φ38 L800	1.0	カ所			
1～5F男子トイレ						
小便器手摺撤去	W650×D550	5.0	カ所			
1～5Fトイレ						
和便器手摺撤去	L300	10.0	カ所			
1Fベリアフロート						
ベビーカー撤去	W300×D300	1.0	カ所			
1Fベリアフロート						
ベビーカー撤去	W700×D250	1.0	カ所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-9 内装改修工事(改修)						
(防水工事)						
ライニング 甲板取合	防かびタイプ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 5×5	60.7	m			
汚垂タイル・シート取合	防かびタイプ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	17.3	m			
(タイル工事)						
1～5F男子トイレ(別館)	t6.0 W2250×D600					
汚垂タイル	タイルクリーニング 共	5.0	か所			
(金属工事)						
壁						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張り有り @450	189.0	m2			
ライニング 壁						
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張りなし @450	28.3	m2			
天井	19形 下地張りなし @300					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	108.0	m2			
軽量鉄骨天井開口部補強		1.0	式			
天井点検口	内外枠共目地 一般タイプ					
ハリアポート	アルミ製 450角	25.0	か所			
床下点検口	ステンレス製 450角	1.0	か所			
階段	H=750					
自立手摺	笠木:樹脂製 φ34 支柱:樹脂製 φ34 @1200程度	84.7	m			
玄関ホール						
手錠防止柵	W800×H1200	2.0	か所			
(左官工事)						
床						
コンクリート金銭仕上げ	セルフベリング下	5.0	m2			
床						
セルフベリング	t28	106.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(ガラス工事)						
玄関ホール手錠防止柵	t3.0					
アクリル板	シリング・清掃共	3.1	m2			
(内外装工事)						
床						
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	99.0	m2			
立上り	H100					
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	158.0	m			
立上り						
頂部見切縁	アルミ製	158.0	m			
壁	t3.0					
化粧不燃板	シール・シヨイテ共	315.0	m2			
ライニング壁	t3.0					
化粧不燃板	シール・シヨイテ共	25.7	m2			
壁						
石膏ボード	t12.5 継目処理共	13.8	m2			
壁						
石膏ボード	t12.5 GL工法 継目処理共	0.01	m2			
壁						
耐水石膏ボード	t12.5 下地張り	148.0	m2			
ライニング壁						
耐水石膏ボード	t12.5 下地張り	28.3	m2			
壁						
耐水石膏ボード	t12.5 GL工法 下地張り	196.0	m2			
天井						
化粧石膏ボード	t9.5	106.0	m2			
天井	不燃					
積層石膏ボード	t9.5 継目処理共	2.7	m2			
壁						
継目処理		43.4	m2			
壁						
ボード出隅材		118.0	m			
廻り縁	塩ビ製	175.0	m			
壁						
グラスウール充填	t50 24kg/m3	16.5	m2			
壁						
遮音壁シリング		35.0	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(仕上ユニット工事)						
ライニング 甲板	W120 ホ ｽﾄﾌｫｰﾑ t19	0.8	m			
ライニング 甲板	W150 ホ ｽﾄﾌｫｰﾑ t19	24.9	m			
1～5Fバリアフリー化 フロント照明付鏡	W450×H1000	5.0	か所			
1～5Fトイレ 化粧鏡	W360×H450	30.0	か所			
1～5F男子トイレ 姿見鏡	W900×H1800	5.0	か所			
1～5F女子トイレ 姿見鏡	W900×H1800	5.0	か所			
1～5Fトイレ 化粧棚	W452×D136 t42	30.0	か所			
1Fバリアフリー化 ベビースチア		1.0	か所			
1～5Fトイレ ベビースチア		20.0	か所			
1Fバリアフリー化 ユニバーサルシート		1.0	か所			
1～5F男子トイレ 小便器用手摺	W650×D550×H470	5.0	か所			
1Fバリアフリー化 可動手摺	樹脂製 φ34 L700	1.0	か所			
1Fバリアフリー化 L型手摺	樹脂製 φ34 W700×H700	1.0	か所			
1～5Fトイレ L型手摺	樹脂製 φ34 W700×H700	20.0	か所			
1Fバリアフリー化 物掛けフック		1.0	か所			
1～5Fトイレ 物掛けフック		30.0	か所			
1～5Fトイレ 戸当りフック		25.0	か所			
玄関ホール 手錠防止柵取外し再取付	W800×H1200	2.0	か所			
別館玄関ホール 手錠防止柵下枠取外し再取付	7φ 30×30 L740	2.0	か所			
腰壁 カーニング	既存石面	9.9	m2			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II-12 発生材積込・運搬						
	機械					
発生材積込	コンクリートくず	0.7	m3			
発生材積込	機械					
発生材積込	その他がれき類	11.5	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	混合廃棄物	13.5	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	廃石膏ボード類	0.04	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	廃プラスチック類	0.5	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	硝子・陶磁器くず	2.2	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	アスベスト含有建材	0.6	m3			
	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	コンクリート類	0.7	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	その他がれき類	11.5	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	混合廃棄物	13.5	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	廃石膏ボード類	0.04	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	廃プラスチック類	0.5	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	硝子・陶磁器くず	2.2	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	アスベスト含有建材	0.6	m3			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III 改修工事III【既存本館議場棟改修】						
III-1 直接仮設工事		1.0	式			
III-2 躯体改修工事(撤去)		1.0	式			
III-3 躯体改修工事(改修)		1.0	式			
III-4 外部改修工事(撤去)		1.0	式			
III-5 外部改修工事(改修)		1.0	式			
III-6 建具改修工事(撤去)		1.0	式			
III-7 建具改修工事(改修)		1.0	式			
III-8 内装改修工事(撤去)		1.0	式			
III-9 内装改修工事(改修)		1.0	式			
III-10 塗装改修工事(改修)		1.0	式			
III-11 環境配慮改修工事(撤去)		1.0	式			
III-12 発生材積込・運搬		1.0	式			
III-13 発生材処分		1.0	式			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III-1 直接仮設工事						
(内部改修部)						
墨出し	内部個別改修	111.0	m2			
墨出し	内部複合改修	42.0	m2			
養生	内部個別改修	267.0	m2			
養生	内部複合改修	83.7	m2			
整理清掃後片付け	内部個別改修	267.0	m2			
整理清掃後片付け	内部複合改修	83.7	m2			
内部仕上足場	脚立足場 階高4.0m以下	193.0	m2			
床	プラスチックシート 厚0.15mm					
養生	二重張り	39.4	m2			
壁	プラスチックシート 厚0.08mm					
開口部養生		10.1	m2			
開口部養生	合板	8.2	m2			
床養生	合板	91.1	m2			
仮設間仕切り	B種	15.8	m2			
(外部改修部)						
墨出し	外壁改修 屋上防水改修	194.0	m2			
養生	露出防水・簡易防水	1,085.0	m2			
養生	外壁改修 屋上防水改修	311.0	m2			
整理清掃後片付け	露出防水・簡易防水	1,085.0	m2			
整理清掃後片付け	外壁改修	311.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III-4 外部改修工事(撤去)						
屋上緑化花壇						
コンクリートブロック撤去		0.6	m3			
同上						
カッター入れ	コンクリートブロック面	16.0	m			
庇						
シート防水撤去		85.3	m2			
屋上床(脆弱部)						
ウレタン塗膜防水撤去		13.9	m2			
傾斜壁						
タイル撤去	下地モルタル共	98.4	m2			
同上						
カッター入れ	タイル(下地モルタル共)面	199.0	m			
鉄骨階段1F床・見付						
モルタル撤去		12.2	m2			
屋上緑化花壇						
モルタル撤去		13.9	m2			
同上						
カッター入れ	モルタル面	12.0	m			
アサギ笠木						
シーリング撤去		209.0	m			
トップライト周囲						
シーリング撤去		15.9	m			
ハト小屋						
シーリング撤去		11.9	m			
屋上緑化						
擬石撤去	800×400×H500	5.0	か所			
屋上緑化						
低木撤去	H600 W400	36.0	本			
屋上緑化						
客土・マルチング砂撤去		11.5	m3			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(金属工事)						
屋上						
762筵木取外・再取付	W200	28.3	m			
屋上						
762筵木取外・再取付	W250	64.5	m			
屋上						
762筵木取外・再取付	W300	8.8	m			
屋上						
762筵木取外・再取付	W350	2.7	m			
(左官工事)						
屋上床(脆弱部)						
モルタル塗り	金ごて 塗膜防水下地	13.9	m2			
鉄骨階段2F踊場床						
防水モルタル塗り	金ごて 塗膜防水下地	6.3	m2			
鉄骨階段1F床	エポキシ樹脂					
薄塗モルタル塗り	塗膜防水下地	6.8	m2			
鉄骨階段1F見付	エポキシ樹脂					
薄塗モルタル塗り	塗膜防水下地	5.4	m2			
高圧洗浄	10~15MPa	2,590.0	m2			
水洗い	既存ガラス面	101.0	m2			
水洗い	既存ベライト面	439.0	m2			
外壁他	UVカット部分エポキシ樹脂注入工法					
ひび割れ補修	エポキシ樹脂モルタル塗込め	21.1	m			
外壁	200×100					
爆裂補修	エポキシ樹脂モルタル充填	1.0	か所			
外壁	注入口付アカービニング					
タイル浮補修	部分樹脂注入工法 9か所/m2	27.9	m2			
外壁	注入口付アカービニング					
タイル浮補修	部分樹脂注入工法 14か所/m2	221.0	m2			
外壁他	上塗フッ素 既存モルタル面					
可とう形外装薄塗材E	下地調整(C-2)共	1,330.0	m2			
軒裏	既存ベライト面					
外装薄塗材E	下地調整(C-2)共	356.0	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III-6 建具改修工事(撤去)						
(外部)						
ガラス撤去	集積共	3.3	m2			
建具廻りシーリング撤去		580.0	m			
ガラス廻りシーリング撤去		28.6	m			
(内部)						
アルミ製建具撤去	FIX+両開戸 枠共 集積共	1.0	m2			
鋼製建具撤去	片引戸 枠共 集積共	1.0	m2			
木製建具撤去	片開戸 枠共 集積共	3.1	m2			
木製建具撤去	片開戸 扉のみ 集積共	1.6	m2			
木製建具撤去	親子開戸 扉のみ 集積共	32.4	m2			
トレサース撤去	集積共	10.9	m2			
ガラス撤去	集積共	3.2	m2			
建具枠廻りシーリング撤去		26.7	m			
ガラス廻りシーリング撤去		35.2	m			
計						

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
III-7 建具改修工事(改修)						
(アルミ製建具工事)						
AD-2	W153×H242 t18					
取手押板改修	アルミ t15+鋼板 t3	1.0	か所			
(鋼製建具工事)						
ST-G-1						
開口三方枠	W 900×H1875	1.0	か所			
(軽量鋼製建具工事)						
LSD-G-1						
折戸	W 775×H1900	2.0	か所			
LSD-G-2						
片開戸	W 615×H1900	1.0	か所			
LSD-G-4						
両開戸	W1600×H1900	1.0	か所			
HSD-H-3						
片引ハガー戸	W 930×H1850	1.0	か所			
(ステンレス製建具工事)						
TPD-1	透過式センサー類含む					
エンジン装置取替え	既存撤去含む	1.0	か所			
TPD-2	透過式センサー類含む					
エンジン装置取替え	既存撤去含む	1.0	か所			
(トリアース工事)						
TB-G-1	W3420×H1900					
トリアース	扉:W600×H1900 2か所	1.0	か所			
TB-G-2	W3450.5×H1900					
トリアース	扉:W600×H1900 2か所	1.0	か所			
(木製建具工事)						
WD-1	W1110×H1950					
額入がら付親子開戸	練付合板 丁番、DC、モノロック、戸当り フリス落し、標準金物一式	3.0	か所			
WD-13	W800×H1950					
片開戸	練付合板 丁番、モノロック、戸当り 標準金物一式	1.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
WD-2	W1110×H1950					
額入がり付親子開戸	練付合板	12.0	か所			
	丁番、DC、モノロック、戸当り					
	フランス落し、標準金物一式					
(防水工事)						
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	274.0	m			
外部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 20×15	79.1	m			
内部						
建具枠廻りシーリング	変成シリコン系(MS-2) 10×10	26.7	m			
(金属工事)						
議場トル						
床見切縁	W19	0.9	m			
(左官工事)						
内部						
建具廻り充填モルタル		13.0	m			
(ガラス工事)						
フロート板ガラス	t5.0 2.18㎡以下 清掃共	1.7	m2			
型板ガラス	t4.0 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	0.4	m2			
網入磨き板ガラス	t6.8 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	2.3	m2			
網入型板ガラス	t6.8 2.18㎡以下 シーリング・清掃共	1.0	m2			
(その他工事)						
外部						
既存金属製建具クリーニング	ガラスクリーニング含む	293.0	m2			
内部						
既存金属製建具クリーニング	ガラスクリーニング含む	14.1	m2			
内部						
既存木製建具クリーニング	ガラスクリーニング含む	9.6	m2			
既存バージョンクリーニング		26.5	m2			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III-9 内装改修工事(改修)						
(既製コンクリート工事)						
壁						
コンクリートブロック	C種 t150 塗下	12.0	m2			
(防水工事)						
ライニング甲板取合	防かびタイフ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 5×5	14.1	m			
汚垂れシート取合	防かびタイフ					
シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	2.1	m			
	防かびタイフ					
水廻り取合シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	1.4	m			
	防かびタイフ					
水切取合シーリング	シリコン系(SR-1) 10×10	2.3	m			
議場座席						
撤去跡シーリング埋め	シリコン系(SR-1) 10×10	0.2	m			
(木工事)						
踏面蹴込						
木製下地組	35×50	2.3	m2			
壁						
間仕切軸組	90×45	5.2	m2			
壁						
横胴縁組	30×45	7.4	m2			
踏面蹴込						
捨貼合板	t12	2.3	m2			
壁						
練付合板	t5.5	7.4	m2			
天井						
練付合板	t5.5	1.7	m2			
議場階段						
山木	t15 H110	4.3	m			
議場階段						
ささら巾木	t15 H250	2.3	m			
議場階段						
笠木	㊦集成材 160×65	1.8	m			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(金属工事)						
壁						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張り有り @300	13.3	m2			
壁						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張り有り @450	15.7	m2			
ライニング壁						
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張りなし @450	7.2	m2			
軽量鉄骨壁開口部補強		1.0	式			
天井	19形 下地張りなし @300					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	110.0	m2			
天井	19形 下地張りあり @360					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	73.1	m2			
天井	19形 金属成形板用 @360					
軽量鉄骨天井下地	H1.5以下 インサート含む	8.6	m2			
軽量鉄骨天井開口部補強		1.0	式			
天井点検口	内外枠共目地 一般タイプ					
天井	アルミ製 450角	44.0	か所			
アルミスバンドレル	W100(カラー)	8.6	m2			
同上廻り縁		12.2	m			
議場階段						
ノンスリップ	真鍮 コムタ付入り	5.6	m			
2F湯沸室						
水切	SUS W65×H35	2.3	m			
議場階段						
壁付手摺	樹脂製 φ34	7.5	m			
(左官工事)						
床						
セルフレベリング	t18	12.2	m2			
床	金ごて t28					
モルタル塗り	ビニル系床材下地	0.5	m2			
床						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	226.0	m2			
壁						
下地処理	既存モルタル面 ケン処理	1.7	m2			
壁						
下地処理	既存ボード面 ケン処理	0.2	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(ガラス工事)						
風除室手拭防止柵	t3.0					
アクリル板	シーリング・清掃共	3.6	m2			
(内外装工事)						
2F男子トイレ(議場)						
汚垂シート	t2.5 W1600×D500	1.0	か所			
床						
複層ビニル床シート	t2.0 一般床 熱溶接工法	20.9	m2			
床						
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	17.0	m2			
立上り	H100					
複層ビニル床シート	t2.0 多湿部床 熱溶接工法	34.4	m			
立上り						
頂部見切縁	アルミ製	34.4	m			
床						
ビニル床タイル	t2.0 一般床	2.2	m2			
踏面蹴込						
ビニル床タイル	t2.0	2.3	m2			
床						
タイルカベット	t8.0 モルタル面直張工法	197.0	m2			
ビニル巾木	H60	3.8	m			
ビニル巾木	H100	24.0	m			
壁	防火1級 既存モルタル面					
ビニルクロス	下地調整共	21.7	m2			
壁	防火1級 既存PB面					
ビニルクロス	下地調整共	6.9	m2			
壁	防火1級 PB面					
ビニルクロス	素地ごしらえ共	11.4	m2			
天井	防火1級 PB面					
ビニルクロス	素地ごしらえ共	5.5	m2			
壁	t3.0					
化粧不燃板	シーリング付共	67.6	m2			
アクリル壁	t3.0					
化粧不燃板	シーリング付共	6.6	m2			
壁						
石膏ボード	t12.5 継目処理共	20.7	m2			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁						
耐水石膏ボード	t12.5 下地張り	30.9	m2			
ライニング壁						
耐水石膏ボード	t12.5 下地張り	7.2	m2			
壁						
耐水石膏ボード	t12.5 GL工法 下地張り	59.0	m2			
天井						
化粧石膏ボード	t9.5	103.0	m2			
天井	不燃					
積層石膏ボード	t9.5 継目処理共	5.5	m2			
天井	t12 フラット					
岩綿吸音版	捨貼:GB-NC t9.5共	73.1	m2			
壁						
継目処理		15.8	m2			
壁						
ボード出隅材		14.8	m			
廻り縁	塩ビ製	138.0	m			
壁						
グラスウール充填	t50 24kg/m3	14.8	m2			
天井						
グラスウール充填	t50 24kg/m3	5.5	m2			
壁						
遮音壁シリング		45.7	m			
(仕上エント工事)						
	W120					
ライニング甲板	ホストフォーム t19	2.1	m			
	W150					
ライニング甲板	ホストフォーム t19	3.2	m			
	W150					
ライニング甲板	ホストフォーム t19	2.4	m			
2F湯沸室						
流し台+調理台	L2250	1.0	か所			
2F湯沸室						
食器棚	W750×D350×H750+500	1.0	か所			
2F湯沸室						
吊戸棚	W1520×D350×H500	1.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1Fトイレ						
化粧鏡	W360×H450	1.0	か所			
2Fトイレ						
化粧鏡	W400×H650	2.0	か所			
2Fトイレ						
姿見鏡	W900×H1800	2.0	か所			
1・2Fトイレ						
化粧棚	W452×D136 t42	3.0	か所			
1Fトイレ						
ペビ-チェア	TOTO:YKA165	2.0	か所			
2F男子トイレ						
小便器用手摺	W650×D550×H470	1.0	か所			
1Fトイレ						
L型手摺	W700×H700	2.0	か所			
2Fトイレ						
L型手摺	W700×H700	4.0	か所			
1Fトイレ						
物掛けフック		1.0	か所			
2Fトイレ						
物掛けフック		2.0	か所			
2Fトイレ						
戸当りフック		4.0	か所			
倉庫	木製 素地					
枕棚	W3100×D500×H2000	1.0	か所			
	天板:合板 t=12					
	受棧:50×35 @450					
	框:90×30、柱:90角 H2000					
議場2F湯沸室 三方枠						
クリーニング	既存テラゾ-ブ-ロック面	1.7	m2			
議場2Fトイレ出入口 下枠						
クリーニング	既存テラゾ-ブ-ロック面	0.2	m2			
議場階段						
段差解消装置		1.0	式			
段差解消装置取付費		1.0	式			
段差解消装置搬入費		1.0	式			
段差解消装置諸経費		1.0	式			
段差解消装置法定福利費		1.0	式			
手錠防止柵						
あと施工フカ跡補修	φ15程度	8.0	か所			
議場						
記者席(6席) 取外し・再取付	W2600×D400×H900	1.0	か所			
風除室						
手錠防止柵 取外し・再取付	W850×H1195	2.0	か所			
風除室						
手錠防止柵 取外し・再取付	W850×H1205	2.0	か所			
風除室						
手錠防止柵 下枠取外し再取付	7φ:30×30 1790	4.0	か所			

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
III-10 塗装改修工事(改修)						
(外部)						
ドレシ	既存鉄部 φ100					
ターコボ キン樹脂塗替え	下地調整(RB種)共	19.0	か所			
鉄骨梁(1Fビロティ)	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	290.0	m2			
鉄骨階段	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	錆止め、下地調整(RB種)共	18.4	m2			
鉄骨階段手摺	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	錆止め、下地調整(RB種)共	18.4	m2			
丸環	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	2.1	m2			
脱気筒	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	0.2	m2			
タラップ	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	2.0	m2			
ハト小屋吹出口パネ	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	4.0	m2			
堅柱	既存亜鉛めっき鋼面 φ100					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	8.6	m			
鋼製建具	既存亜鉛めっき鋼面					
DP塗替え	下地調整(RB種)共	1.1	m2			
(内部)						
鋼製建具	亜鉛めっき鋼面					
DP塗り	錆止め塗料共	16.4	m2			
鋼製建具枠	亜鉛めっき鋼面 細幅					
SOP塗り	錆止め塗料共	32.9	m			
巾木	木部 細幅					
SOP塗り	素地ごしらえ共	4.3	m			
ささら巾木	木部 細幅					
SOP塗り	素地ごしらえ共	2.3	m			
木製建具枠	既存木部 細幅					
SOP塗替え	下地調整(RB種)共	8.9	m			
額縁	既存木部 細幅					
SOP塗替え	下地調整(RB種)共	5.4	m			
木製建具枠	既存木部 細幅					
OP塗替え	下地調整(RB種)共	22.4	m			
壁	木部					
OSCL塗り	素地ごしらえ(B種)共	7.4	m2			
天井	木部					
OSCL塗り	素地ごしらえ(B種)共	1.7	m2			
木製建具	既存木部					
OSCL塗替え	下地調整(RB種)共	21.6	m2			
木製建具枠	既存木部 細幅					
OSCL塗替え	下地調整(RB種)共	79.9	m			
木製建具	木部					
CI塗り	素地ごしらえ(B種)共	71.3	m2			

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
III-12 発生材積込・運搬						
	機械					
発生材積込	コンクリートくず	0.2	m3			
	機械					
発生材積込	その他がれき類	6.4	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	混合廃棄物	4.0	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	木くず	4.9	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	廃石膏ボード類	1.4	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	廃プラスチック類	1.6	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	硝子・陶磁器くず	1.0	m3			
発生材積込	人力					
発生材積込	アスベスト含有建材	3.0	m3			
発生材運搬	2tダンプ車 24km以下					
発生材運搬	建設発生土	11.5	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	コンクリート類	0.2	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	その他がれき類	6.4	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	混合廃棄物	4.0	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	木くず	4.9	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	廃石膏ボード類	1.4	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	廃プラスチック類	1.6	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	硝子・陶磁器くず	1.0	m3			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km					
発生材運搬	アスベスト含有建材	3.0	m3			
計						

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
III-13 発生材処分						
発生材処分	建設発生土	11.5	m3			
発生材処分	コンクリート類	0.6	t			
発生材処分	その他がれき類	6.4	m3			
発生材処分	混合廃棄物	4.0	m3			
発生材処分	木くず*	4.9	m3			
発生材処分	廃石膏ボード*類	1.4	m3			
発生材処分	廃ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ類	1.6	m3			
発生材処分	硝子・陶磁器くず*	1.0	t			
発生材処分	ｱｽﾌﾞﾙｽﾄ含有建材	3.0	m3			
有価物売却費	普通鋼くず(H2)	0.02	t			
有価物売却費	金属くず(H3)	0.05	t			
有価物売却費	鋳鉄くず(故銃A)	4.0	kg			
有価物売却費	ｱﾙﾐｸﾞず(込ｶﾞﾗ)	67.2	kg			
有価物売却費	ｽﾃﾝﾚｽｸﾞず(18Cr:8)	37.5	kg			
計						

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
IV-1 解体工事						
(外構)						
南東室外機置場						
コンクリート舗装撤去	t300	113.0	m2			
	t20~30mm					
カッター入れ	コンクリート面	5.1	m			
キュービクル置場周囲						
アスファルト舗装撤去	t150	150.0	m2			
南東・南西室外機置場						
アスファルト舗装撤去	t200	29.5	m2			
	t20~30mm					
カッター入れ	アスファルト面	162.0	m			
キュービクル置場脇	RC製					
リア付コンクリート擁壁撤去	H1180 L1100	1.0	か所			
ビロテイ(A工区)						
メッシュフェンス撤去	H1000	12.7	m			
ビロテイ(B工区)						
メッシュフェンス撤去	H1000	8.0	m			
南西室外機置場						
ネットフェンス撤去	H1800	18.5	m			
南西室外機置場						
片開門扉撤去	W900×H1800	1.0	か所			
南西室外機置場	200×200×H450 11か所					
フェンス基礎撤去	300×300×H450 2か所	1.0	式			
南東室外機置場						
メッシュフェンス撤去	H2000	35.8	m			
南東室外機置場						
両開門扉撤去	W2000×H2000	1.0	か所			
館名板周囲						
シーリング撤去		4.6	m			
南西室外機置場						
設備基礎撤去		1.0	式			
南東室外機置場						
設備基礎撤去		1.0	式			
南東室外機置場						
トワ立上り基礎撤去	トワ蓋含む	1.0	式			
低木撤去	樹高H500	72.0	本			
	樹高H1000 幹周φ300 葉張り2500					
低木撤去	機械併用 集積共	1.0	本			
ﾊﾞｲ置場	ｱｸﾘﾙﾌﾞﾚｰﾄ					
柱型ﾃﾝ撤去	t5 W730×H100	1.0	か所			

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
IV-2 舗装						
(外構)						
舗装直接仮設	墨出し、養生、清掃等	314.0	m2			
鋤取り	積み込み共	2.2	m3			
盛土(撤去部埋戻含)	購入土	12.1	m3			
掘削		41.5	m ³			
キュービクル置場周囲	t150					
アスファルト舗装	アスファルト舗装 t50 プライムコート 再生砕石 t100	121.0	m2			
南東・南西室外機置場	t200					
アスファルト舗装	アスファルト舗装 t50 再生砕石 t150	164.0	m2			
南東室外機置場	150/170×200×600					
縁石	モルタル t10 基礎コンクリート t100 再生砕石 t100	6.8	m			
本館通用口						
点字ブロック	300角	4.0	カ所			
路面標示・車止めブロック	既存ライン・マーク切削撤去及び 車止めブロック撤去含む	1.0	式			
計						

電気設備工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事				
電気設備工事	1	式		
		式		
計				

電気設備工事 科目別内訳

A. 庁舎				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
A-1. 受変電設備	1	式		
A-2. 幹線・動力設備	1	式		
A-3. 電灯・コンセント設備	1	式		
A-4. OAコンセント設備	1	式		
A-5. 弱電設備	1	式		
A-6. 自火報・防排煙設備	1	式		
A-7. サーバー室内自動運転監視装置	1	式		
A-8. 発生材処理	1	式		
		式		
計				

電気設備工事 細目別内訳

A-1. 受変電設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
6kV EM-CETケーブル 38mm ²	FEP内 (PF・CD)	39	m			
6kV EM-CETケーブル 38mm ²	管内	125	m			
600V耐燃性 ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 5.5	管内	20	m			
600V耐燃性 ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 60	管内	24	m			
ねじなし電線管 (E) 75mm	隠ぺい配管	23	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 80		29	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 30		24	m			
厚鋼電線管 (G) 82	露出	51	m			
二種金属製可とう 電線管 (F) (ヒール被覆有) 76	露出	10	m			
フルボックス形屋外 (SUS) 1.0m ² 以上2.0m ² 未満/個	500×500×300	5	個			
フルボックス形 (錆止め塗装) 1.0m ² 以上2.0m ² 未満/個	600×600×300	2	個			
変圧器 (屋内) 油入 スコット 200V-200/100V	15 k VA	1	個			
変圧器 (屋内) (50Hz用) 油入 三相 6kV-210V	100 k VA	1	個			
変圧器 (屋内) (50Hz用) 油入 三相 6kV-210V	200 k VA	2	個			
変圧器 (屋内) (50Hz用) 油入 三相 6kV-210V	300 k VA	1	個			

電気設備工事 細目別内訳

A-1. 受変電設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
変圧器(屋内)(50Hz用) 油入 単相 6kV-210/105V	75 k VA	2	個			
変圧器(屋内)(50Hz用) 油入 単相 6kV-210/105V	100 k VA	1	個			
高圧進相コンデンサ(50Hz用) 油入式	100kvar	1	個			
高圧進相コンデンサ用 直列リアクトル(50Hz用) 油入式	100kvar用 L=6%	1	個			
ハンドホール(既製品)	1000×1000×1200 t 20	4	個			
接地極(銅板式)	900×900×1.5t	3	箇所			
接地極(銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	2	箇所			
キュービクル 搬入費		1	式			
キュービクル	屋外用	1	式			
接地埋設標	金属製	3	箇所			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-1. 受変電設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
6kV CVTケーブル撤去 38mm ²	FEP内 (PF・CD)	11	m			
6kV CVTケーブル撤去 38mm ²	管内	230	m			
6kV CVTケーブル撤去 38mm ²	ビット	10	m			
ねじなし電線管撤去 E75	再使用しない	64	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 撤去 80	再使用しない	11	m			
厚鋼電線管撤去 G82	再使用しない	156	m			
プルボックス撤去	P. B600×600×300	6	個			
プルボックス撤去	PB500×500×300 (SUS)	5	個			
プルボックス撤去	PB500×500×500 (SUS)	1	個			
変圧器 (屋内) 油入 スコット 撤去 200V-200/100V	15 k VA	1	個			
変圧器 (屋内) 撤去 油入 三相 6kV-200V	100 k VA	1	個			
変圧器 (屋内) 撤去 油入 三相 6kV-200V	200 k VA	3	個			
変圧器 (屋内) 撤去 油入 単相 6kV-200/100V	50KVA	1	個			
変圧器 (屋内) 撤去 油入 単相 6kV-200/100V	75KVA	2	個			
変圧器 (屋内) 撤去 油入 単相 6kV-200/100V	100KVA	1	個			

電気設備工事 細目別内訳

A-1. 受変電設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
高圧コンデンサ撤去 75KVA	再使しない	2	個			
高圧コンデンサ撤去 100KVA	再使しない	2	個			
変圧器(屋内)撤去 油入 三相 6kV-400V	300 k VA	1	個			
低圧配電盤撤去	800以下	8	面			
高圧受電盤撤去	7.2kV 4.0kA	2	面			
高圧コンデンサ撤去 30KVA	再使しない	1	個			
高圧コンデンサ撤去 直列リアクトル(50Hz用) 油入式	30kvar用 L=6%	1	個			
既存変圧機器類 搬出		1	式			
小計						
計						

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-FCPEEケーブル 0.65mm-50P	ころがし	11	m			
EM-CEケーブル 3.5mm2-2C	ころがし	11	m			
EM-CEケーブル 5.5mm2-2C	ころがし	11	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-2C	ころがし	29	m			
DCA1-5C10	ころがし	11	m			
EM-CEケーブル 3.5mm2-3C	管内	8	m			
EM-CEケーブル 3.5mm2-4C	管内	4	m			
EM-CEケーブル 3.5mm2-4C	ラック内	17	m			
EM-CEEケーブル 5.5mm2-10C	FEP内	196	m			
EM-CEEケーブル 5.5mm2-10C	管内	21	m			
EM-CEEケーブル 5.5mm2-10C	ころがし	12	m			
EM-CEEケーブル 5.5mm2-10C	ラック内	168	m			
EM-CEケーブル 5.5mm2-3C	管内	14	m			
EM-CEケーブル 8mm2-2C	FEP内	114	m			
EM-CEケーブル 8mm2-3C	FEP内	136	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-CEケーブル 8mm2-3C	ころがし	8	m			
EM-CEケーブル 8mm2-3C	管内	28	m			
EM-CEケーブル 8mm2-4C	管内	46	m			
EM-CEケーブル 8mm2-4C	ラック内	9	m			
EM-CEDケーブル 38mm	FEP内	29	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-10C	管内	39	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-10C	ラック内	30	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-4C	FEP内	130	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-4C	管内	102	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-4C	ころがし	20	m			
EM-CEEケーブル 2mm2-4C	ラック内	130	m			
EM-CETケーブル 100mm2	FEP内	208	m			
EM-CETケーブル 100mm2	管内	90	m			
EM-CETケーブル 100mm2	ころがし	60	m			
EM-CETケーブル 100mm2	ラック内	100	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-CETケーブル 14mm2	FEP内	73	m			
EM-CETケーブル 14mm2	管内	162	m			
EM-CETケーブル 14mm2	ころがし	12	m			
EM-CETケーブル 14mm2	ラック内	92	m			
EM-CETケーブル 150mm2	FEP内	92	m			
EM-CETケーブル 150mm2	管内	30	m			
EM-CETケーブル 150mm2	ころがし	19	m			
EM-CETケーブル 150mm2	ラック内	79	m			
EM-CETケーブル 22mm2	FEP内	131	m			
EM-CETケーブル 22mm2	管内	54	m			
EM-CETケーブル 22mm2	ころがし	97	m			
EM-CETケーブル 22mm2	ラック内	134	m			
EM-CETケーブル 250mm2	FEP内	92	m			
EM-CETケーブル 250mm2	管内	30	m			
EM-CETケーブル 250mm2	ころがし	19	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
EM-CETケーブル 250mm ²	ラック内	79	m			
EM-CETケーブル 38mm ²	FEP内	241	m			
EM-CETケーブル 38mm ²	管内	250	m			
EM-CETケーブル 38mm ²	ころがし	133	m			
EM-CETケーブル 38mm ²	ラック内	166	m			
EM-CETケーブル 60mm ²	FEP内	315	m			
EM-CETケーブル 60mm ²	管内	340	m			
EM-CETケーブル 60mm ²	ころがし	227	m			
EM-CETケーブル 60mm ²	ラック内	287	m			
EM-EEFケーブル 2.0mm ² -2C	管内	76	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm ² -2C	管内	104	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm ² -2C	ころがし	81	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm ² -2C	ラック内	12	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm ² -3C	FEP内	55	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm ² -3C	管内	16	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-FP-Cケーブル 22mm2-3C	ころがし	4	m			
EM-FP-Cケーブル 22mm2-3C	ラック内	15	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 1.6mm	管内	8	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 14mm	FEP内	58	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 14mm	管内	532	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 2.0mm	管内	219	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 22mm	FEP内	29	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 22mm	管内	226	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 3.5mm	管内	48	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 38mm	FEP内	47	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 38mm	管内	322	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 5.5mm	FEP内	29	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 5.5mm	管内	328	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 60mm	管内	28	m			
600V耐燃性ホリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) 8mm	管内	255	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-FP-Cケーブル 2.0mm-2C	FEP内	29	m			
EM-FP-Cケーブル 100mm-3C	FEP内	29	m			
ねじなし電線管(E) 19mm	隠ぺい	55	m			
ねじなし電線管(E) 25mm	隠ぺい	63	m			
ねじなし電線管(E) 31mm	隠ぺい	21	m			
ねじなし電線管(E) 39mm	隠ぺい	34	m			
ねじなし電線管(E) 39mm	露出配管 塗装有	3	m			
ねじなし電線管(E) 51mm	隠ぺい	162	m			
ねじなし電線管(E) 51mm	露出配管 塗装有	78	m			
ねじなし電線管(E) 63mm	隠ぺい	63	m			
ねじなし電線管(E) 63mm	露出配管 塗装有	28	m			
ねじなし電線管(E) 75mm	隠ぺい	21	m			
波付硬質合成樹脂管(FEP) 100		148	m			
波付硬質合成樹脂管(FEP) 125		58	m			
波付硬質合成樹脂管(FEP) 30		69	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 40		26	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 50		47	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 65		120	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP) 80		223	m			
厚鋼電線管 (G) 104	露出配管 塗装有	7	m			
厚鋼電線管 (G) 28	露出配管 塗装有	72	m			
厚鋼電線管 (G) 36	露出配管 塗装有	9	m			
厚鋼電線管 (G) 42	露出配管 塗装有	70	m			
厚鋼電線管 (G) 54	露出配管 塗装有	44	m			
厚鋼電線管 (G) 70	露出配管 塗装有	23	m			
厚鋼電線管 (G) 82	露出配管 塗装有	51	m			
厚鋼電線管 (G) 92	露出配管 塗装有	44	m			
硬質ビニル電線管 (VE) 22mm	露出配管	44	m			
P-a-2	内部改修	1	面			
P-a-4	内部改修	1	面			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
L-B	内部改修	1	面			
L-a		6	面			
L-b		1	面			
1F端末機分電盤	内部改修	1	面			
2F端末機分電盤	内部改修	1	面			
電算機分電盤 (3F端末機分電盤)	内部改修	1	面			
4F端末機分電盤	内部改修	1	面			
5F端末機分電盤	内部改修	1	面			
1F端末機 日立		1	面			
2F端末機 日立1		1	面			
2F端末機 日立2		1	面			
3F端末機 日立		1	面			
4F端末機 日立		1	面			
5F端末機 日立		1	面			
議場棟受付		1	面			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
L-G		1	面			
L-1-A	内部改修	1	面			
L-1-B	内部改修	1	面			
L-2-A	内部改修	1	面			
L-2-B	内部改修	1	面			
L-2-C	内部改修	1	面			
L-3	内部改修	1	面			
L-4	内部改修	1	面			
L-5	内部改修	1	面			
P-g		1	面			
UPS盤	内部改修	1	面			
P-h		1	面			
S-1	(WP)	1	面			
S-2	(WP)	1	面			
S-3	(WP)	1	面			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
S-4	(WP)	1	面			
S-5	(WP)	1	面			
S-6	(WP)	1	面			
S-7	(WP)	1	面			
開閉器箱(一般形)	ELCB3P 50AF×2	1	個			
開閉器箱(一般形)	ELCB3P 50AF×1	1	個			
開閉器箱(一般形)	ELCB3P 50AF×1	1	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形(錆止め塗装) 0.2㎡以上0.3㎡未満/個	200×200×150	1	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形(錆止め塗装) 0.5㎡以上1.0㎡未満/個	350×350×350	2	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形(錆止め塗装) 1.0㎡以上2.0㎡未満/個	500×500×500	8	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形(錆止め塗装) 1.0㎡以上2.0㎡未満/個	600×600×300	8	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形屋外(SUS) 0.2㎡未満/個	150×150×100	1	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形屋外(SUS) 0.2㎡以上0.3㎡未満/個	200×200×150	1	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形屋外(SUS) 1.0㎡以上2.0㎡未満/個	500×500×400	1	個			
ﾌﾞﾙｯｸｽｽ形屋外(SUS) 1.0㎡以上2.0㎡未満/個	600×600×300	8	個			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
フルボックス形屋外(SUS) 2.0㎡以上3.0㎡未満/個	800×800×300	2	個			
接地極(銅板式)	900×900×1.5t	2	箇所			
接地極(銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	2	箇所			
ケーブルラックZM形	1000A	24	m			
ケーブルラックZM形	W1200	20	m			
内間木排水機場 表示器	取外し・移設	1	面			
朝霞水門水位表示盤	取外し・移設	1	面			
直流電源装置	改修費	1	式			
接地埋設表	金属製	2	箇所			
ハンドホール(既製品)	1000×1000×1200 t20	4	個			
ハンドホール(既製品)	900×900×900 t20	1	個			
漏電遮断器	(漏電のみ) 2P	4	個			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
600V CVケーブル撤去 3.5mm ² -4C	FEP内	27	m			
600V CVケーブル撤去 5.5mm ² -3C	管内	6	m			
600V CVケーブル撤去 60mm ² -3C	管内	40	m			
600V CVケーブル撤去 60mm ² -3C	ころがし	111	m			
600V CVTケーブル撤去 14mm	管内	158	m			
600V CVTケーブル撤去 14mm	ころがし	119	m			
600V CVTケーブル撤去 14mm	ラック内	193	m			
600V CVTケーブル撤去 22mm	管内	148	m			
600V CVTケーブル撤去 22mm	ころがし	12	m			
600V CVTケーブル撤去 22mm	FEP内	41	m			
600V CVTケーブル撤去 22mm	ラック内	71	m			
600V CVTケーブル撤去 38mm	管内	47	m			
600V CVTケーブル撤去 38mm	ころがし	46	m			
600V CVTケーブル撤去 38mm	ラック内	23	m			
600V CVTケーブル撤去 60mm	管内	37	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V CVTケーブル撤去 60mm	ラック内	80	m			
600V CVTケーブル撤去 100mm	管内	50	m			
600V CVTケーブル撤去 100mm	FEP内	3	m			
600V CVTケーブル撤去 100mm	ころがし	10	m			
600V CVTケーブル撤去 100mm	ラック内	244	m			
600V CVTケーブル撤去 150mm	管内	36	m			
600V CVTケーブル撤去 150mm	ころがし	11	m			
600V CVTケーブル撤去 150mm	ラック内	213	m			
600V CVTケーブル撤去 150mm	FEP内	41	m			
600V CVTケーブル撤去 250mm	管内	12	m			
600V CVTケーブル撤去 250mm	ころがし	11	m			
600V CVTケーブル撤去 250mm	ラック内	74	m			
600V CVTケーブル撤去 250mm	FEP内	41	m			
600V CVTケーブル撤去 200mm	ラック内	70	m			
600V CVTケーブル撤去 325mm	ラック内	20	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V CVケーブル撤去 38mm-2C	ころがし	10	m			
600V CVケーブル撤去 38mm-2C	ラック内	111	m			
CVケーブル撤去 1. 25mm2-2C	FEP内	27	m			
CVケーブル撤去 2. 0mm2-2C	ラック内	111	m			
600V CVケーブル撤去 14mm-3C	管内	21	m			
600V CVケーブル撤去 14mm-3C	ラック内	33	m			
600V CVケーブル撤去 3. 5mm2-4C	管内	20	m			
600V CVケーブル撤去 3. 5mm2-4C	ラック内	35	m			
600V CVケーブル撤去 5. 5mm2-4C	管内	4	m			
600V CVケーブル撤去 5. 5mm2-4C	ラック内	9	m			
600V CVケーブル撤去 8mm2-2C	ころがし	20	m			
600V CVケーブル撤去 8mm2-2C	ラック内	222	m			
600V CVケーブル撤去 8mm2-4C	管内	55	m			
600V CVケーブル撤去 8mm2-4C	ころがし	10	m			
600V CVケーブル撤去 8mm2-4C	ラック内	129	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
CVVケーブル撤去 2.0mm2-4C	ころがし	10	m			
CVVケーブル撤去 2.0mm2-4C	ラック内	155	m			
CVVケーブル撤去 5.5mm2-10C	FEP内	123	m			
CVVケーブル撤去 5.5mm2-10C	ラック内	159	m			
FPケーブル撤去 14mm2-2C	管内	33	m			
FPケーブル撤去 2.0mm2-2C	ころがし	10	m			
FPケーブル撤去 2.0mm2-2C	ラック内	111	m			
FPケーブル撤去 22mm2-2C	管内	75	m			
FPケーブル撤去 22mm2-3C	管内	75	m			
FPケーブル撤去 100mm2-3C	ころがし	75	m			
FPケーブル撤去 100mm2-3C	ラック内	111	m			
600V絶縁電線(PF管内) 撤去 1.6mm × 1本	FEP内	660	m			
600V絶縁電線 撤去 1.6mm × 1本	管内	1,028	m			
600V絶縁電線 撤去 14mm × 1本	管内	622	m			
600V絶縁電線(PF管内) 撤去 14mm × 1本	FEP内	12	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
600V絶縁電線 撤去 2.0mm × 1本	管内	617	m			
600V絶縁電線 撤去 22mm × 1本	管内	244	m			
600V絶縁電線 撤去 22mm × 1本	管内	178	m			
600V絶縁電線 撤去 3.5mm × 1本	管内	49	m			
600V絶縁電線 撤去 30mm × 1本	管内	340	m			
600V絶縁電線 撤去 38mm × 1本	管内	1,102	m			
600V絶縁電線 撤去 5.5mm × 1本	管内	392	m			
600V絶縁電線 撤去 60mm × 1本	管内	948	m			
600V絶縁電線 (PF管内) 撤去 8mm × 1本	FEP内	305	m			
600V絶縁電線 撤去 8mm × 1本	管内	202	m			
600V絶縁電線 (PF管内) 撤去 80mm × 1本	FEP内	248	m			
600V絶縁電線 撤去 80mm × 1本	管内	153	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ねじなし電線管撤去 E19		100	m			
ねじなし電線管撤去 E19		35	m			
ねじなし電線管撤去 E25		32	m			
ねじなし電線管撤去 E25		83	m			
ねじなし電線管撤去 E31		66	m			
ねじなし電線管撤去 E31		109	m			
ねじなし電線管撤去 E39		554	m			
ねじなし電線管撤去 E39		65	m			
ねじなし電線管撤去 E51		501	m			
ねじなし電線管撤去 E51		188	m			
ねじなし電線管撤去 E63		12	m			
ねじなし電線管撤去 E63		81	m			
厚鋼電線管撤去 G28		10	m			
厚鋼電線管撤去 G42		87	m			
厚鋼電線管撤去 G54		7	m			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
厚鋼電線管撤去 G70		85	m			
厚鋼電線管撤去 G82		24	m			
厚鋼電線管撤去 G82		24	m			
金属製可とう電線管(ε⇒被覆有)撤去 76		3	m			
硬質ビニル電線管撤去 VE28		9	m			
P-a-3 撤去		1	面			
P-A 撤去		1	面			
LP-AC 撤去		1	面			
L-a 撤去		1	面			
L-b 撤去		1	面			
1F端末機 日立 撤去		1	面			
2F端末機 日立1 撤去		1	面			
2F端末機 日立2 撤去		1	面			
3F端末機 日立 撤去		1	面			
4F端末機 日立 撤去		1	面			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5F端末機 日立 撤去		1	面			
議場棟受付 撤去		1	面			
P-g 撤去		1	面			
P-h 撤去		1	面			
S-1 撤去		1	面			
S-2 撤去		1	面			
S-3 撤去		1	面			
S-4 撤去		1	面			
S-5 撤去		1	面			
MP-A 撤去		1	面			
MP-B 撤去		1	面			
手元開閉器 撤去	MCB100/100×2	1	面			
手元開閉器 撤去	MCB100/100 50/30	1	面			
手元開閉器 撤去	2P50/20	1	面			
プルボックス撤去	PB300×300×300 (SUS)	2	個			

電気設備工事 細目別内訳

A-2. 幹線・動力設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
プルボックス撤去	PB500×500×300	22	個			
プルボックス撤去	PB1100×1100×500	1	個			
プルボックス撤去	P. B700×400×400	1	個			
プルボックス撤去	P. B700×700×400	1	個			
プルボックス撤去	P. B500×500×500	4	個			
プルボックス撤去	P. B500×500×700	2	個			
プルボックス撤去	P. B250×400×500	2	個			
プルボックス撤去	P. B350×350×350	2	個			
接地端子盤	脱着	1	個			
小計	撤去					
計						

電気設備工事 細目別内訳

A-3. 電灯・コンセント設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
EM-EEF 1.6mm-2C	管内	32	m			
EM-EEF 1.6mm-2C	ころがし	51	m			
EM-EEF 1.6mm-3C	管内	25	m			
EM-EEF 1.6mm-3C	ころがし	86	m			
EM-EEF 2.0mm-3C	管内	13	m			
EM-EEF 2.0mm-3C	PF内	105	m			
EM-EEF 2.0mm-3C	ころがし	554	m			
ねじなし電線管(E) 25mm	隠ぺい	13	m			
合成樹脂製可とう電線管(PF管) PF-D-22	隠ぺい	105	m			
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mm)	15	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	27	m			
LSS9-4-48	LN	11	個			
K1-LRS11-1		9	個			
LRS-1-08	LN	18	個			
LRS6-4-48	LN	1	個			
クランプスイッチ(金属プレート付) 2P15A×1	ネーム無し	7	個			

電気設備工事 細目別内訳

A-3. 電灯・コンセント設備						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
タクトスイッチ(金属プレート付) 2P15A×3	ネーム無し	2	個			
コンセント(金属プレート付) 連用形2P15A×2	(接地極×2付 一体形)	10	個			
コンセント(金属プレート付) 連用形2P15A×1	(接地極 接地端子付 一体形)	43	個			
コンセント(金属プレート付) 連用形2P15A×2	(接地極*2 接地端子*1付 一体形)	20	個			
アウトレットボックス(ボンド)共 大形 44		92	個			
アウトレットボックス(ボンド)共 大形 54		12	個			
タクトスイッチ(金属プレート付) 1P 15A ×1	ネーム無し	1	個			
タクトスイッチ(金属プレート付) 1P L 15A ×1	ネーム無し	1	個			
タクトスイッチ(金属プレート付) 1P 15A ×1	ネーム無し	2	個			
タクトスイッチ(金属プレート付) 1P L 15A ×1	ネーム無し	6	個			
換気扇用温度スイッチ		1	個			
1種金属線び(MM1)	1個用スイッチボックス	2	個			
ボックスSS形(錆止め塗装) 0.2㎡以上0.3㎡未満/個	150×150×100	1	個			
リース照明器具	脱着費用	1	式			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-3. 電灯・コンセント設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EV車充電用屋外コンセント	200V	1	個			
EM-CEケーブル 3.5mm ² -3C	管内	18	m			
厚鋼電線管(G) 22	露出配管 塗装有	18	m			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-3. 電灯・コンセント設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V絶縁電線撤去 2.0mm × 1本		48	m			
600V絶縁ケーブル撤去 1.6mm-2C	管内	4	m			
600V絶縁ケーブル撤去 1.6mm-2C	ころがし	4	m			
600V絶縁ケーブル撤去 1.6mm-3C	管内	53	m			
600V絶縁ケーブル撤去 1.6mm-3C	ころがし	33	m			
600V絶縁ケーブル撤去 2.0mm-3C	管内	63	m			
コンセント撤去	2P15A×2	4	個			
コンセント撤去	2P15A	10	個			
タンブラスイッチ撤去	1P15A×2	1	個			
タンブラスイッチ撤去	1P15A×1, PL×1	11	個			
タンブラスイッチ撤去	1P15A×2	4	個			
小計	撤去					
計						

電気設備工事 細目別内訳

A-4. OAコンセント設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-EEF 2.0mm-3C	ころがし	3,765	m			
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mm)	75	m			
OAタップ	4個 3m	166	個			
OAタップ	6個 3m	140	個			
OAタップ	ハネズジョイントボックス2分岐	306	個			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-4. OAコンセント設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V絶縁ケーブル撤去 2.0mm-3C	管内	2,162	m			
1種金属線び撤去	A形(25.4mm)	189	m			
コンセント撤去	2P15A×2(接地極付)	11	個			
コンセント撤去	2P15A×4(接地極付)	66	個			
小計						
合計						

電気設備工事 細目別内訳

A-5. 弱電設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
EM-AEケーブル 0.9mm-2C	ころがし	19	m			
EM-AEケーブル 0.9mm-3C	PF内	12	m			
EM-AEケーブル 0.9mm-3C	ころがし	70	m			
EM-AEケーブル 0.9mm-4C	PF内	4	m			
EM-AEケーブル 0.9mm-3C	ころがし	42	m			
アナログ子時計 SEA23	半埋込形	41	個			
アナログ子時計 SP付		13	個			
トル等呼出し表示器 呼出表示灯	ブザー付き	5	個			
トル等呼出し表示器 呼出ボタン	プルスイッチなし	6	個			
トル等呼出し表示器 復帰ボタン		6	個			
表示器	壁掛け型 (5窓)	1	面			
表示器	壁掛け型 (1窓)	1	面			
OAフロア LAN配線	配線・HUB支給 (既存撤去含む) 14区画	1	式			
AP新設工事	委託工事	1	式			
TEL配線・端子更新工事	委託工事 (既存撤去含む) 14区画	1	式			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-5. 弱電設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
出退勤表示盤 撤去	40窓	15	個			
多点発信機 撤去		1	個			
半埋込電気子時計 撤去		41	個			
電気子時計 撤去	SP付	13	個			
通信用ケーブル*(CPEV、CCP-P、構内)撤去 0.9mm-20P	管内	347	m			
600V絶縁電線 撤去 22mm × 1本	管内	347	m			
スピーカ取外し再取付	SC4-Hi3-V3	13	個			
スピーカ取外し再取付	SW1-Hi3-V3	2	個			
小計						
計						

電気設備工事 細目別内訳

A-6. 自火報・防排煙設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
光電式煙感知器 2種	非蓄積型	6	個			
スポット形感知器 定温式	1種防水	2	個			
スポット形感知器 差動式	2種	2	個			
副受信機 110回線	取外し・移設	1	個			
EM-AEケーブル 0.9mm-4C	ころがし	8	m			
EM-AEケーブル 1.2mm-2C	ころがし	30	m			
EM-AEケーブル 1.2mm-4C	ころがし	12	m			
光電式煙感知器 2種 脱着	非蓄積型	59	個			
光電式煙感知器 3種 脱着		25	個			
スポット形感知器 差動式 脱着	2種	1	個			
スポット形感知器 定温式 脱着	1種防水	15	個			
ガス漏れ検知器 脱着		4	個			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

A-6. 自火報・防排煙設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
光電式煙感知器 2種 撤去	非蓄積型	6	個			
光電式煙感知器 3種 撤去		2	個			
通信用ケーブル(HP、AE)撤去 1.2mm-2C	ころがし	23	m			
通信用ケーブル(HP、AE)撤去 1.2mm-4C	ころがし	11	m			
小計						
計						

電気設備工事 細目別内訳

A-7. サーバー室内自動運転監視装置						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
超高感度煙感知器更新工事	撤去含む	1	式			
ガス消化設備更新工事	撤去含む	1	式			
セキュリティー用制御器		1	個			
パッシブセンサー		2	個			
EM-AEケーブル 0.9mm-2C	ころがし	37	m			
EM-EEF 2.0mm-3C	ころがし	12	m			
EM-HPケーブル 1.2mm-5P	ころがし	35	m			
計						

科 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
M	機械設備					
1	空調設備工事	1	式			
2	換気設備工事	1	式			
3	自動制御設備工事	1	式			
4	衛生器具設備工事	1	式			
5	給水設備工事	1	式			
6	排水設備工事	1	式			
7	給湯設備工事	1	式			
8	消火設備工事	1	式			
9	ガス設備工事	1	式			
10	撤去工事	1	式			
11	発生材処分費	1	式			
	合 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	空調設備工事					
	(1) 機器設備					
	MACP-N1 マルチ形屋外機					
	高効率(ハイグレード)高COPタイプ) 冷56.0.kw/暖63.0kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	組			
	MACP-N1-1 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷5.6kW/暖6.3kW 遮断弁ユニット,リモコン共	3	台			
	MACP-N1-2 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷7.1kW/暖8.0kW 遮断弁ユニット,リモコン共	5	台			
	MACP-N1-3 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷2.8kW/暖3.2kW 遮断弁ユニット,リモコン共	1	台			
	MACP-S1 マルチ形屋外機					
	高効率(ハイグレード)高COPタイプ) 冷61.5.kw/暖69.0kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	組			
	MACP-S1-1 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷5.6kW/暖6.3kW 遮断弁ユニット,リモコン共	3	台			
	MACP-S1-2 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷7.1kW/暖8.0kW 遮断弁ユニット,リモコン共	6	台			
	MACP-H1 マルチ形屋外機					
	高効率(ハイグレード)高COPタイプ) 冷100.0.kw/暖112.0kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	組			
	MACP-H1-1 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷7.1kW/暖8.0kW 遮断弁ユニット,リモコン共	7	台			
	MACP-H1-2 マルチ形室内機					
	天井埋込タクト 冷28.0kW/暖31.5kW 遮断弁ユニット,リモコン共	1	台			
	MACP-H1-3 マルチ形室内機					
	床置直吹形 冷14.0kW/暖16.0kW 遮断弁ユニット,リモコン共	2	台			
	MACP-N2 マルチ形屋外機					
	高効率(ハイグレード)高COPタイプ) 冷77.5.kw/暖90.0kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	組			
	MACP-N2-1 マルチ形室内機					
	天井カセット4方向 冷7.1kW/暖8.0kW 遮断弁ユニット,リモコン共	4	台			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	MACP-N2-2 マルチ形室内機	3	台			
	MACP-N2-3 マルチ形室内機	2	台			
	MACP-N2-4 マルチ形室内機	2	台			
	MACP-S2 マルチ形屋外機	1	組			
	MACP-S2-1 マルチ形室内機	6	台			
	MACP-S2-2 マルチ形室内機	4	台			
	ACP-C1 パッケージエアコン	1	組			
	ACP-C2 パッケージエアコン	1	組			
	ACP-C3 パッケージエアコン	1	組			
	ACP-C4 パッケージエアコン	1	組			
	ACP-C5 パッケージエアコン	1	組			
	ACR-C1 ルームエアコン	4	組			
	ACR-C2 ルームエアコン	1	組			
	CP-C1 集中コントローラ	1	面			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	MACP-G1 マルチ形屋外機(更新用)					
	MACP-G1-1 マルチ形室内機	1	組			
	MACP-G1-2 マルチ形室内機	3	台			
	MACP-G1-3 マルチ形室内機	2	台			
	MACP-G1-4 マルチ形室内機	6	台			
	MACP-G1-5 マルチ形室内機	1	台			
	MACP-G2 マルチ形屋外機(更新用)	1	組			
	MACP-G2-1 マルチ形室内機	2	台			
	MACP-G2-2 マルチ形室内機	2	台			
	MACP-G2-3 マルチ形室内機	7	台			
	MACP-G2-4 マルチ形室内機	2	台			
	ACP-G1 パッケージエアコン	1	組			
	CP-G1 集中コントローラ	1	面			
	空調機調整費	1	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ラフテレーンクレーン 25t オペレーター付	2	日			
	HUD-1 蒸気式加湿器 35.0 kg/h	1	台			
	1. (1) 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	(2)空調配管設備					
	冷媒用断熱材被覆銅管 液管 6.35 φ 厚10mm	118	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 液管 9.52 φ 厚10mm	272	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 液管 12.7 φ 厚10mm	154	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 液管 15.88 φ 厚10mm	366	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 液管 19.05 φ 厚10mm	25	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 9.52 φ 厚20mm	52	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 12.7 φ 厚20mm	66	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 15.88 φ 厚20mm	179	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 19.05 φ 厚20mm	30	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 22.22 φ 厚20mm	141	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 25.4 φ 厚20mm	74	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 28.58 φ 厚20mm	342	m			
	冷媒用断熱材被覆銅管 ガス管 31.75 φ 厚20mm	52	m			
	排水・保温機能付空調用トレン管 屋内一般 20 A	4	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	排水・保温機能付空調用ドレン管 屋内一般 25 A	173	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 屋内一般 30 A	222	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 屋内一般 40 A	33	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 屋内一般 50 A	39	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 25A	3	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	4	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	12	m			
	ドレン・カラーVP管 屋内一般 20 A	3	m			
	ドレン・カラーVP管 屋内一般 30 A	8	m			
	ドレン・耐候性VP管 屋内一般 40 A	29	m			
	ドレン・耐候性VP管 屋内一般 50 A	30	m			
	間接排水口 32 A	2	個			
	間接排水口 50 A	3	個			
	ドレトラップ 25 A	2	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ドレントラップ 40 A	3	個			
	エアカットバルブ 32 A	3	個			
	エアカットバルブ 40 A	2	個			
	エアカットバルブ 50 A	5	個			
	冷媒用免震フレキ 12.7 φ	2	個			
	冷媒用免震フレキ 15.88 φ	7	個			
	冷媒用免震フレキ 19.05 φ	1	個			
	冷媒用免震フレキ 25.4 φ	2	個			
	冷媒用免震フレキ 28.58 φ	5	個			
	冷媒用免震フレキ 31.75 φ	3	個			
	冷媒管用外装材	1	式			
	防火区画貫通処理	1	式			
	機械はつり補修	1	式			
	既存配管接続	1	式			
	免震フレキ用支持架台	1	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	風量調節ダンパ° VD 150	2	個			
	風量調節ダンパ° VD 200 x 200	2	個			
	風量調節ダンパ° VD 400 x 400	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 450 x 250	6	個			
	風量調節ダンパ° VD 500 x 300	3	個			
	風量調節ダンパ° VD 550 x 300	5	個			
	風量調節ダンパ° VD 600 x 400	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 600 x 600	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 650 x 300	5	個			
	風量調節ダンパ° VD 650 x 400	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 650 x 600	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 650 x 650	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 700 x 400	2	個			
	風量調節ダンパ° VD 700 x 500	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 750 x 300	1	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	風量調節ダンパ° VD 750 x 700	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 900 x 500	1	個			
	風量調節ダンパ° VD 1,000 x 400	1	個			
	防火ダンパ° FD 400 x 400	1	個			
	防火ダンパ° FD 650 x 650	1	個			
	防火ダンパ° FD 700 x 400	2	個			
	防火ダンパ° FD 700 x 700	1	個			
	防火ダンパ° FD 800 x 300	1	個			
	防火ダンパ° FD 800 x 650	1	個			
	防火ダンパ° FD 1,000 x 400	1	個			
	防火ダンパ° FD 2,000 x 350	1	個			
	防火・防煙ダンパ°(自動復帰) SFD 200 x 200	2	個			
	防火・防煙ダンパ°(自動復帰) SFD 450 x 250	6	個			
	防火・防煙ダンパ°(自動復帰) SFD 550 x 300	6	個			
	防火・防煙ダンパ°(自動復帰) SFD 650 x 300	4	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	防火・防煙ダンプ(自動復帰) SFD 750 x 300	5	個			
	風量測定口	37	個			
	保温工事	1	式			
	総合調整費	1	式			
	1. (3) 計					
	1. (1)~(3) 合計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	換気設備工事					
	(1)機器設備					
	HXFU-C-2 全熱交換ユニット	1	組			屋内設置 給気量 12,000m ³ /H、排気量 9,000m ³ /H、自動巻取形フィル
	HEX-G-1 全熱交換器	1	組			天吊形 処理風量2,700m ³ /H
	HEU-G-1 全熱交換器	1	組			床置ユニット形 処理風量2,400m ³ /H
	HEU-C-1 全熱交換器	1	台			天吊カセット形 風量150m ³ /H インテリアパネルリモコン共
	HXF-G-1 全熱交換器	1	台			壁埋込形 風量100m ³ /H ワイヤレスリモコン共
	FE-C-3 本館棟便所排風機	1	台			床置シロッコ形 SS 2 1/2x3,600m ³ /Hx300Pa スプリング防振架台
	FE-C-4 本館棟湯沸室排風機	1	台			床置シロッコ形 SS 1 1/2x1,200m ³ /Hx250Pa スプリング防振架台
	FE-C-5 本館棟厨房排風機	1	台			床置シロッコ形 SS 3 x 10,1300m ³ /Hx500Pa スプリング防振架台
	FE-G-1 本館棟議場排風機	1	台			天吊シロッコ形 SS 1 1/2x1,750m ³ /Hx300Pa スプリング防振架台
	FV-C-1 天井換気扇	2	台			インテリア用低騒音形 150m ³ /Hx80Pa
	FV-C-2 天井換気扇	2	台			サニター用低騒音形 80m ³ /Hx80Pa
	FV-G-1 天井換気扇	1	台			サニター用低騒音形 (2部屋用) 200m ³ /Hx80Pa 副吸込口共
	FV-G-2 天井換気扇	2	台			サニター用低騒音形 250m ³ /Hx100Pa

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	FV-G-3 天井換気扇 鋼板製低騒音形 200m ³ /Hx100Pa	1	台			
	FV-B-1 天井換気扇 サニター用低騒音形 350m ³ /Hx100Pa	5	台			
	FV-B-2 天井換気扇 サニター用低騒音形 250m ³ /Hx100Pa	5	台			
	FV-B-3 天井換気扇 サニター用低騒音形 150m ³ /Hx80Pa	1	台			
	2. (1) 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	パイプフット SUS製 100φ	2	個			
	パイプフット SUS製 150φ	5	個			
	逆流防止ダンパ CD 150	2	個			
	風量調節ダンパ VD 200 x 150	16	個			
	風量調節ダンパ VD 350 x 350	1	個			
	風量調節ダンパ VD 400 x 300	1	個			
	風量調節ダンパ VD 450 x 400	1	個			
	風量調節ダンパ VD 500 x 300	4	個			
	風量調節ダンパ VD 550 x 400	1	個			
	風量調節ダンパ VD 600 x 600	1	個			
	風量調節ダンパ VD 650 x 650	3	個			
	防火ダンパ FD 400 x 300	1	個			
	防火ダンパ FD 450 x 400	1	個			
	防火ダンパ FD 500 x 300	1	個			
	防火ダンパ FD 600 x 600	1	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	防火ダンパ FD 650 x 650	1	個			
	防火・防煙ダンパ(自動復帰) SFD 200 x 150	6	個			
	防火・防煙ダンパ(自動復帰) SFD 200 x 200	5	個			
	風量測定口	20	個			
	保温・断熱工事	1	式			
	総合調整費	1	式			
	2. (2) 計					
	2. (1) + (2) 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	自動制御設備工事					
	600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンケーブル平形 冷媒共巻 EM-EEF 2.0mm-3C	308	m			
	EM-CEESケーブル 冷媒共巻 EM-CEES 1.25mm2-2C	1,287	m			
	EM-CEESケーブル 管内 EM-CEES 1.25mm2-2C	353	m			
	ねじなし電線管 露出 E 19	60	m			
	ねじなし電線管 露出 E 25	21	m			
	厚鋼電線管 露出 G 22	197	m			
	1種金属線ぴ MM-A (25.4mm)	56.0	m			
	1種金属線ぴ附属品 コーナーボックス	37.0	個			
	1種金属線ぴ附属品 スイッチボックス(2個用)	37.0	個			
	リモコンスイッチ取付	37.0	台			
	プルボックス 200x200x150	5.0	個			
	プルボックス 200x200x150 溶融亜鉛メッキ製	7.0	個			
	防火区画貫通処理	8.0	個所			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
4	衛生器具設備					
	洋風便器 フラッシュタンク式 温水洗浄便座 紙巻器共	38	組			
	壁掛小便器 壁掛形 低リップ 自動洗浄(自己発電)	29	組			
	洗面器 自動水栓 水石けん供給	61	組			
	洗濯用流し 立水栓、排水金具	11	組			
	多目的便器 フラッシュタンク式 温水洗浄便座 紙巻器共	1	組			
	多目的洗面器 自動水栓 水石けん供給	1	組			
	オストメイト 自動水栓一体電気温水器	1	組			
	壁掛洗面器 自動水栓 水石けん供給	2	組			
	洗濯機用防水パン トラップ共	1	組			
	立形自在水栓 T136SUNR1 3	10	組			
	給湯機用止水栓 TLC4A1	11	個			
	洗濯機用単水栓 TW11R	1	個			
	洋風便器取外し再取付	4	組			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	TKS05310J 湯水混合栓	1	個			
	4. 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	給水・一般配管用ステンレス鋼管 溶接接合 機械室 80SU	21	m			
	給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HI-VP) 地中配管 25A	3	m			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 20A	17	個			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 25A	1	個			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 32A	4	個			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 40A	13	個			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 50A	2	個			
	ゴムシートハタフライ弁 10K(ウエハー・アルミ) 80A	1	個			
	Y形ストレーナ(管端防食コア付) 10K 20A	3	個			
	フレキシブルチューブ ステンレス製 20A	1	個			
	フレキシブルジョイント ペローズ製 20A	3	個			
	弁ボックス VC-P	1	個			
	埋設表示杭 鉄製	2	個			
	埋設シート	3	m			
	保温工事	1	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	土工事	1	式			
	機械はつり補修費	1	式			
	既存配管接続	1	式			
	耐震振止支持	1	式			
	5.(1) 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(2) 井水					
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 屋内一般 30SU	4	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 20SU	117	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 25SU	78	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 30SU	27	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 40SU	4	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 50SU	4	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 機械室・便所 60SU	9	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 溶接接合 機械室 75SU	14	m			
	給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管 溶接接合 機械室 100SU	19	m			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 25A	1	個			
	仕切弁(管端防食コア付) 5K(ねじ・給水用) 32A	10	個			
	ゴムシートハタフライ弁 10K(ウエハー・アルミ) 65A	1	個			
	ゴムシートハタフライ弁 10K(ウエハー・アルミ) 80A	1	個			
	ゴムシートハタフライ弁 10K(ウエハー・アルミ) 100A	1	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	保温工事	1	式			
	機械はつり補修費	1	式			
	既存配管接続	1	式			
	耐震振止支持	1	式			
	5. (2) 計					
	5. (1) + (2) 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
6	排水設備工事					
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 40A	18	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 50A	5	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 65A	2	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 75A	9	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 100A	23	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 125A	41	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	15	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	9	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	4	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 75A	25	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 100A	17	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 50A	17	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 65A	20	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 100A	3	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 125A	21	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	101	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	81	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	40	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 75A	124	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 100A	129	m			
	排水・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 125A	18	m			
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 地中配管 100A	2	m			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 40A	6	m			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 屋内一般 50A	5	m			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	2	m			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	6	m			
	通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	9	m			
	通気・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	17	m			
	通気・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	58	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	通気・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	51	m			
	通気・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 75A	41	m			
	通気・耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 100A	23	m			
	床上掃除口(非防水) COA 50	5	個			
	床上掃除口(非防水) COA 65	4	個			
	床上掃除口(非防水) COA 80	20	個			
	床上掃除口(非防水) COA 100	25	個			
	満水継手 65 A	5	個			
	満水継手 100 A	12	個			
	通気金物(アルミ製) 埋込形 50 A	2	個			
	通気金物(アルミ製) 埋込形 65 A	1	個			
	通気金物(アルミ製) 埋込形 100 A	2	個			
	プラスチック柵(塩ビ蓋付) 150 - 100 φ 90L 500H以下	2	組			
	土工事	1	式			
	機械はつり補修費	1	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	单 位	金 額	金 額	備 考
	既存配管接続	1	式			
	耐震振止支持	1	式			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
7	給湯設備工事					
	WHE-1 電気温水器 開放式貯湯形床置 貯湯量20L 1-200V 2.0kW	8	台			
	WHG-1 ガス給湯器 屋外壁掛形 潜熱回収 給湯能力24号 リモコンスイッチ	1	台			
	給湯・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 屋内一般 13SU	6	m			
	給湯・一般配管用ステンレス鋼鋼管 拡管接合 屋内一般 20SU	16	m			
	フレキシブルチューブ ステンレス製 20A	1	個			
	保温工事	1	式			
	既存電気温水器取外し再取付 置台 12L	2	台			
	7. 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
8	消火設備工事					
	消火・配管用炭素鋼鋼管 屋内一般 25 A	9	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 屋内一般 32 A	28	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 屋内一般 40 A	5	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 屋内一般 65 A	3	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 屋内一般 80 A	12	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 機械室・便所 32 A	3	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管 機械室・便所 80 A	1	m			
	散水ヘッド 開放式 マルチペンダント	9	個			
	機械はつり補修	1	式			
	既存配管接続	1	式			
	8. 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
9	ガス設備工事					
	工事費	1	式			
	9. 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
10	撤去工事					
	(1) 空調設備	1.0	式			
	(2) 換気設備	1.0	式			
	(3) 衛生器具設備	1.0	式			
	(4) 給水設備	1.0	式			
	(5) 排水設備	1.0	式			
	(6) 給湯設備	1.0	式			
	(7) 消火設備	1.0	式			
	(8) ガス設備	1.0	式			
	10. 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	1) 空調設備					
	-1 機器設備					
HP-1	チラーユニット 冷房能力 265.0kW 圧縮機37.0kWx2	1.0	台			
HP-2	チラーユニット 冷房能力 106.0kW 圧縮機30.0kWx2	1.0	台			
HP-3	チラーユニット 冷房能力 265.0kW 圧縮機37.0kWx2	1.0	台			
PCH-1	冷温水1次ポンプ° 渦巻形 100A 15.0kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-2	冷温水ポンプ° 渦巻形 50A 2.2kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-3	冷温水ポンプ° 渦巻形 65A 5.5kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-4	冷温水ポンプ° 渦巻形 100A 15.0kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-5	冷温水ポンプ° 渦巻形 100A 11.0kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-6	冷温水ポンプ° 渦巻形 65A 3.7kW 防振基礎	1.0	台			
PCH-11	冷温水ポンプ° 渦巻形 80A 5.5kW 防振基礎	1.0	台			
HCHS-1	冷温水サブライヘッダー 鋼管製 250Ax5,000L 架台共	1.0	台			
HCHR-1	冷温水レタンヘッダー 鋼管製 250Ax2,840L 架台共	1.0	台			
EXT-1	膨張タンク 密閉式 55 L	1.0	台			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
AHU-1	1.2階南系統空調機 横形ハンドリングユニット 風量 49,500m/H	1.0	台			
AHU-2	1.2階北系統空調機 横形ハンドリングユニット 風量 34,600m/H	1.0	台			
AHU-3	地階食堂用空調機 立形ハンドリングユニット 風量 3,000m/H	1.0	台			
AHU-4	2階議場系統空調機 横形ハンドリングユニット 風量 15,200m/H	1.0	台			
AHU-5	3～5階系統空調機 横形ハンドリングユニット 風量 15,300m/H	1.0	台			
HEX-1	全熱交換器 垂直ロータ式 風量 15,300m ³ /H	1.0	台			
HY-1	加湿器 壁掛形 蒸気発生量 37.5kg/h	1.0	台			
FIH-4	ファンコイルユニット 床置インペイ形 400形	20.0	台			
FIH-6	ファンコイルユニット 床置インペイ形 600形	26.0	台			
FIH-8	ファンコイルユニット 床置インペイ形 800形	24.0	台			
FRH-4	ファンコイルユニット 床置露出形 400形	2.0	台			
FRH-6	ファンコイルユニット 床置露出形 600形	2.0	台			
FRH-8	ファンコイルユニット 床置露出形 800形	2.0	台			
PAC-1	マルチ形屋外機 高効率冷暖切替形 冷房84.0kw,暖房94.5kw	1.0	組			
PAC-1-1	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房5.6kw,暖房6.3kw	1.0	台			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
PAC-1-2	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房2.8kw, 暖房3.2kw	11.0	台			
PAC-2	マルチ形屋外機 高効率冷暖切替形 冷房84.0kw, 暖房94.5kw	1.0	組			
PAC-2-1	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房2.8kw, 暖房3.2kw	3.0	台			
PAC-2-2	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房3.6kw, 暖房4.0kw	1.0	台			
PAC-2-3	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房4.5kw, 暖房5.0kw	1.0	台			
PAC-2-4	マルチ形室内機 天井カセット形 冷房5.6kw, 暖房6.3kw	8.0	台			
PAC-11	パッケージエアコン ツインタイプ 天吊露出形 冷房 20.0kw, 暖房 22.4kw	1.0	組			
PAC-12	パッケージエアコン ツインタイプ 天吊露出形 冷房 20.0kw, 暖房 22.4kw	1.0	組			
PAC-13	パッケージエアコン ツインタイプ 天吊露出形 冷房 20.0kw, 暖房 22.4kw	1.0	組			
PAC-14	パッケージエアコン ツインタイプ 天吊露出形 冷房 25.0kw, 暖房 28.0kw	1.0	組			
PAC-15	パッケージエアコン ツインタイプ 床置露出形 冷房 25.0kw, 暖房 28.0kw	1.0	組			
PAC-16	パッケージエアコン ペアタイプ 天井埋込ダクト形 冷房 25.0kw, 暖房 28.0kw	1.0	組			
PAC-17	パッケージエアコン ペアタイプ 天吊露出形 冷房 12.5kw, 暖房 14.0kw	1.0	組			
PAC-21	パッケージエアコン ペアタイプ 天吊露出形 冷房 20.0kw, 暖房 22.4kw	1.0	組			
PAC-22	パッケージエアコン ペアタイプ 天吊露出形 冷房 12.5kw, 暖房 14.0kw	1.0	組			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	RAC-4 ルームエアコン 壁掛形 2.2kwクラス	1.0	組			
	冷媒ポンプダウン	1.0	式			
	冷媒回収及び破壊処理費	1.0	式			
	10. (1) - 1 小 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	单 位	金 額	金 額	備 考
	(1)-2 配管設備					
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 20A	538.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 25A	84.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 32A	38.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 40A	27.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 50A	91.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 65A	20.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 80A	55.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 100A	54.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 20 A	3.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 25 A	2.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 32 A	2.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 40 A	9.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 50 A	29.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 65 A	16.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	单 位	金 額	金 額	備 考
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 80 A	108.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 100 A	70.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 125 A	57.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 150 A	70.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋外架空 25 A	4.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋外架空 32 A	8.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋外架空 80 A	160.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋外架空 100 A	123.0	m			
	冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋外架空 150 A	28.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 1/4B 6.35mm	6.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 3/8B 9.52mm	70.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 1/2B 12.7mm	119.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 5/8B 15.88mm	35.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 3/4B 19.05mm	53.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 7/8B 22.22mm	47.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	冷媒用銅管【撤去】 1 B 25.4mm	105.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 1 1/4B 28.58mm	36.0	m			
	冷媒用銅管【撤去】 1 3/4B 44.44mm	47.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 20A	237.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 25A	26.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 32A	36.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 40A	20.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 50A	32.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 65A	25.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 40 A	4.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 50 A	8.0	m			
	ドレン・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 65 A	12.0	m			
	ドレン・硬質塩化ビニル管【撤去】 屋内一般 20A	6.0	m			
	ドレン・硬質塩化ビニル管【撤去】 屋内一般 25A	131.0	m			
	ドレン・硬質塩化ビニル管【撤去】 屋内一般 40A	9.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	ドレン・硬質塩化ビニル管【撤去】 屋内一般 50A	18.0	m			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 20 A	17.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 25 A	4.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 32 A	2.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 40 A	4.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 50 A	12.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 65 A	4.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 80 A	8.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 100 A	3.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 125 A	2.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Yサ 150 A	1.0	個			
	弁類【撤去】 B V 65 A	4.0	個			
	弁類【撤去】 B V 80 A	16.0	個			
	弁類【撤去】 B V 100 A	18.0	個			
	弁類【撤去】 B V 125 A	10.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	弁類【撤去】 BV 150 A	7.0	個			
	フレキシブル継手【撤去】 F J 40 A	2.0	個			
	フレキシブル継手【撤去】 F J 80 A	10.0	個			
	フレキシブル継手【撤去】 F J 100 A	12.0	個			
	フレキシブル継手【撤去】 F J 125 A	4.0	個			
	フレキシブル継手【撤去】 F J 150 A	4.0	個			
	免震フレキシブル継手【撤去】 80 A	2.0	個			
	免震フレキシブル継手【撤去】 100 A	2.0	個			
	免震フレキシブル継手【撤去】 150 A	2.0	個			
	間接排水口【撤去】 40 A	8.0	個			
	間接排水口【撤去】 50 A	4.0	個			
	ドレトラップ【撤去】 25 A	1.0	個			
	ドレトラップ【撤去】 40 A	4.0	個			
	保温【撤去】	1.0	式			
	エアコン用配線【撤去】	1.0	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	既存配管切断	1.0	式			
	制御配線・配管【撤去】	1.0	式			
	制御機器【撤去】	1.0	式			
	配管撤去跡穴埋め	1.0	式			
	10. (1) - 2 小 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(1)-3 ダケ外設備					
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 0.5mm	26.0	m ²			
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 0.6mm	123.0	m ²			
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 0.8mm	365.0	m ²			
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 1.0mm	56.0	m ²			
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 1.2mm	6.0	m ²			
	長方形ダケ外【撤去】 亜鉛鉄板 1.6mm	19.0	m ²			
	スパイラルダケ外【撤去】 150 mm	6.0	m			
	スパイラルダケ外【撤去】 200 mm	1.0	m			
	シーリングディフューザー吹出口【撤去】C2 20	1.0	個			
	線状吹出口【撤去】 BLS 2,000 L	5.0	個			
	ユニバーサル吹出口【撤去】 VH 725 x 125	20.0	個			
	ユニバーサル吹出口【撤去】 VH 975 x 125	26.0	個			
	ユニバーサル吹出口【撤去】 VH 1350 x 125	24.0	個			
	スリット形吸込口【撤去】 GVS 1100 x 600	3.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	スリット形吸込口【撤去】 GVS 1200 x 800	1.0	個			
	スリット形吸込口【撤去】 GVS 700 x 2000	4.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 450 x 300	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 500 x 300	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 550 x 450	2.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 700 x 700	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 750 x 550	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 800 x 300	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 800 x 400	2.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 800 x 650	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 1150 x 900	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 1200 x 400	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 1200 x 500	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 1200 x 600	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 1300 x 650	1.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 400 x 350	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 500 x 280	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 500 x 300	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 550 x 200	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 600 x 200	2.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 700 x 200	2.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 700 x 600	2.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 770 x 300	2.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 850 x 340	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 1000 x 450	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 1150 x 400	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 1200 x 370	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 1600 x 300	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 1600 x 450	1.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 400 x 400	1.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 700 x 400	2.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 700 x 700	2.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 1000 x 400	1.0	個			
	防火ダンパ【撤去】 FD 800 x 650	1.0	個			
	エアチャンパー【撤去】	1.0	式			
	消音エルボ【撤去】	1.0	式			
	保温【撤去】	1.0	式			
	10. (1) - 3 小 計					
	10. (1) -1 + -2 + -3 計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(2) 換気設備					
HXF-2	全熱交換機【撤去】 天吊形ロータ式 風量 2,700m ³ /H	1.0	台			
HXF-3	全熱交換機【撤去】 床置ユニット形 風量 2,400m ³ /H	1.0	台			
EF-2	排風機【撤去】 床置 片吸込シロッ形 16,700m ³ /H x 7.5 kw	1.0	台			
EF-3	排風機【撤去】 床置 片吸込シロッ形 3,960m ³ /H x 1.5 kw	1.0	台			
EF-4	排風機【撤去】 床置 片吸込シロッ形 2,200m ³ /H x 1.5 kw	1.0	台			
EF-5	排風機【撤去】 床置 片吸込シロッ形 10,130m ³ /H x 5.5 kw	1.0	台			
EF-6	排風機【撤去】 天吊 片吸込シロッ形 1,750m ³ /H x 0.75 kw	1.0	台			
VF-1	天井換気扇【撤去】 低騒音形 210 m ³ /H	2.0	台			
VF-2	天井換気扇【撤去】 低騒音形 250 m ³ /H	1.0	台			
HXF-1	全熱交換形換気扇【撤去】 壁掛形 100m ³ /H	1.0	台			
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 0.5mm	37.0	m ²			
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 0.6mm	54.0	m ²			
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 0.8mm	40.0	m ²			
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 1.0mm	9.0	m ²			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 1.2mm	12.0	m ²			
	長方形ダクト【撤去】 亜鉛鉄板 1.6mm	5.0	m ²			
	ユニバーサル吹出口【撤去】 HS 250 x 250	12.0	個			
	SUSフード【撤去】 600 x 600	6.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 350 x 350	1.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 500 x 500	3.0	個			
	風量調節ダンパ【撤去】 VD 550 x 400	1.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 200 x 150	6.0	個			
	防火防煙・風量調節ダンパ【撤去】 SFVD 250 x 200	6.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 400 x 300	1.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 450 x 400	1.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 500 x 300	1.0	個			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 600 x 600	1.0	m			
	防火・風量調節ダンパ【撤去】 FVD 700 x 700	1.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(3) 衛生器具設備					
	洋風便器【撤去】 FV	10.0	組			
	多目的便器【撤去】 FV	2.0	組			
	壁掛式小便器【撤去】 FV	29.0	組			
	洗面器【撤去】	25.0	組			
	多目的手洗器【撤去】	1.0	組			
	掃除用流し	8.0	組			
	水栓【撤去】 13 A	13.0	組			
	混合水栓【撤去】 13 A	1.0	組			
	10.(3) 小計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(4) 給水設備					
	-1. 上水給水設備					
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 20 A	44.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 25 A	17.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 32 A	25.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 50 A	12.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 65 A	3.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 20 A	175.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 25 A	56.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 32 A	41.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 40 A	14.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 50 A	6.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 65 A	1.0	m			
	弁類 【撤去】 GV.CV.Yスト 20 A	18.0	個			
	弁類 【撤去】 GV.CV.Yスト 25 A	9.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	单 位	金 額	金 額	備 考
	弁類【撤去】 GV.CV.Y字 32 A	7.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Y字 40 A	1.0	個			
	弁類【撤去】 GV.CV.Y字 80 A	1.0	個			
	保温【撤去】	1.0	式			
	10. (4) - 1 小計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	-2. 井水給水設備					
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 40 A	3.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 65 A	5.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 屋内一般 100 A	4.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 20 A	45.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 25 A	78.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 32 A	15.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 40 A	67.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 50 A	29.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 65 A	5.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 80 A	7.0	m			
	ライニング鋼管【撤去】 機械室・便所 100 A	39.0	m			
	弁類 【撤去】 GV.CV.Yスト 32 A	2.0	個			
	弁類 【撤去】 GV.CV.Yスト 40 A	2.0	個			
	弁類 【撤去】 GV.CV.Yスト 50 A	10.0	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(5). 排水設備					
	排水用鋳鉄管【撤去】 機械室・便所 50 A	50.0	m			
	排水用鋳鉄管【撤去】 機械室・便所 75 A	95.0	m			
	排水用鋳鉄管【撤去】 機械室・便所 100 A	159.0	m			
	排水用鋳鉄管【撤去】 機械室・便所 125 A	21.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 50A	15.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 65A	2.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 80A	2.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 100A	3.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 40 A	65.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 50 A	37.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 65 A	56.0	m			
	排水・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 80 A	41.0	m			
	排水・硬質塩化ビニル管【撤去】 機械室・便所 100 A	21.0	m			
	排水・硬質塩化ビニル管【撤去】 屋内一般 125A	9.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	通気・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 40 A	26.0	m			
	通気・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 50 A	77.0	m			
	通気・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 65 A	36.0	m			
	通気・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 80 A	40.0	m			
	通気・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 機械室・便所 100 A	17.0	m			
	床上掃除口【撤去】 COB 50 A	2.0	個			
	床上掃除口【撤去】 COB 65 A	5.0	個			
	床上掃除口【撤去】 COB 80 A	15.0	個			
	床上掃除口【撤去】 COB 100 A	26.0	個			
	床排水金物【撤去】 T5B 50 A	21.0	個			
	通気金物【撤去】 V C 65 A	1.0	個			
	通気金物【撤去】 V C 100 A	2.0	個			
	保温【撤去】	1.0	式			
	既存配管切断	1.0	式			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(6). 給湯設備					
	GH-1 ガス給湯器【撤去】 貯湯式置台 21 L	2.0	台			
	EH-2 電気温水器【撤去】 貯湯式壁掛 20 L	6.0	台			
	給湯用銅管【撤去】 屋内一般 20 A	2.0	m			
	10. (6) 小計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(7). 消火設備					
	消火・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 25A	5.0	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 32A	15.0	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 40A	6.0	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 65A	6.0	m			
	消火・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 80A	2.0	m			
	散水ヘッド【撤去】	5.0	個			
	既存配管切断	1.0	式			
	10.(7) 小計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	(8). ガス設備					
	ガス・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 20A	58.0	m			
	ガス・配管用炭素鋼鋼管(白) 【撤去】 屋内一般 25A	22.0	m			
	ガスコック【撤去】	4.0	個			
	ガス栓【撤去】	9.0	個			
	既存配管切断	1.0	式			
	10. (8) 小計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 市庁舎長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
	発生材処分 混合廃棄物	275.0	m3			
	発生材処分 金属くず	29.0	m3			
	発生材処分 廃プラスチック	0.2	m3			
	発生材処分 コンクリートガラ	12.3	t			
	発生材運搬 4トンダンプ車 片道距離概ね25km	23.0	台			
	有価物売却費 金属くず	7.5	t			
	計					

朝霞市週休2日制工事（営繕工事）特記仕様書

本工事は、「朝霞市建設工事(営繕工事)における週休2日制工事実施要領」に規定する「週休2日制工事(交替制：完全週休2日Ⅱ型)」であり、工事の実施にあたっては同要領に従うものとする。

参考：朝霞市役所ホームページ「週休2日制工事の実施に取り組みます」

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/syukyuhutuka.html>

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領及び配慮マニュアルに沿った対応)

第1条 この契約による事務若しくは事業の委託又は工事請負、物品購入等（以下「本件業務」という。）の委託等を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年埼玉県条例第18号）に定めるもののほか、朝霞市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年8月制定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、朝霞市障害のある方への配慮マニュアル（平成28年11月制定）に示す障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

別紙 工事前金払・工事中間前金払の支払い限度額について

■年度別の支払い可能限度額

発注者は、支払限度額の範囲内で、工事前金払および工事中間前金払を行う。

年度	区分	支払限度額
令和8年度	工事前金払	令和8年度分工事請負費予算の40%
	工事中間前金払	令和8年度分工事請負費予算の20%
令和9年度	工事前金払	令和9年度分工事請負費予算の40%
	工事中間前金払	令和9年度分工事請負費予算の20%

※各年度の工事請負費は令和8年度分を全体の5割とし、令和9年度分を全体の5割とする。

■年度別の工事請負費予算金額

年度	予算金額
令和8年度	814,500,000円
令和9年度	814,500,000円

「朝霞市労働環境把握のための調査」に関する特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、労働環境把握のための調書（様式1号又は2号）を記入し、本契約締結後速やかに提出しなければならない。
- 2 受注者は、本契約に従事する従業員に係る支払賃金に関し、労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を記入し、履行期間終了後速やかに提出しなければならない。
- 3 前記2における最終提出期限は、履行終了年度の翌年度4月末日とする。
- 4 履行期間が複数年度の契約においては、年度終了ごとに労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を提出するものとし、終了年度翌4月末日を最終提出期限とする。
- 5 提出された労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の内容に疑義が生じた場合において、受注者は、朝霞市が行う関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等に協力しなければならない。
- 6 朝霞市は、労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の提出がない場合又は内容に虚偽がある場合は、受注者に対し「朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」による入札参加停止措置又は本契約を解除することができるものとする。